

割引率

最大 40%

2021年度 JR貨物グループ

ゴールデンプラン



ご家族そろってこの制度をご活用ください。



病気・がん補償プラン 現役・OB

病気やがんによる入院や手術等を補償
▶ 補償の内容は11～12ページへ



傷害補償プラン 現役・OB

日常生活でのケガに
▶ 補償の内容は13～14ページへ



交通事故補償プラン 現役・OB

交通事故によるケガに
▶ 補償の内容は15ページへ



所得補償プラン 現役

ケガや病気で休業したら保険金をお支払い
▶ 補償の内容は16ページへ

申込締切日 2021年7月30日(金) 中途加入もできます。

保険期間 2021年9月1日午後4時～2022年9月1日午後4時

お知らせ

今年度より代理店・扱者がジェイアールエフ商事になりました。
新型コロナウイルス感染症に対する補償の取扱いもご案内していますので、
必ずパンフレットをお読みください。



2021年度 JR貨物グループゴールデンプ

ゴールデンプランは福利厚生制度の一環です

さまざまなメリットがある団体保険制度は、
社員・退職者の皆さまの福利厚生充実のお役に立ちます。

ゴールデンプランは、JR貨物グループの社員およびご退職の皆さまの福利厚生制度として特別に設計された保険制度です。皆さまに充実した補償を提供するとともに、団体保険として割引率が適用された加入しやすい保険料で、ご家族の方も加入することができます。



JR貨物グループゴールデンプランの概要

ご自身やご家族を守る4つのプラン。1つのプランでもご加入いただけます。

ゴールデンプランには、病気やがんによる入院や手術等に備えた「病気・がん補償プラン」、日常生活全般のケガに対する「傷害補償プラン」、交通事故のケガに絞った「交通事故補償プラン」、病気やケガでお仕事に従事できなくなった場合に備えた「所得補償プラン」の4つのタイプのプランがあり、それぞれ1つのプランでもご加入いただけます。

 **病気・がん補償プラン**
病気やがんによる入院や手術等を補償

 **傷害補償プラン**
日常生活でのケガに

 **交通事故補償プラン**
交通事故によるケガに

 **所得補償プラン**
ケガや病気で休業したら保険金をお支払い

制度のポイント



ご家族の加入が可能



退職後も継続可能

スケールメリットを活かし、各プラン**最大40%割引!!** (団体割引率20%・損害率による割引率25%)

特長① 新型コロナウイルス感染症も補償可能

病気補償プラン、傷害補償プラン(特定感染症危険補償)は、新型コロナウイルスに感染した場合にお役に立つことができる補償プランです。

新型コロナウイルス感染症お支払要件		医師の診断または保健所等でのPCR検査結果で、陽性と診断され、医療機関や保健所から療養指示が出た場合に補償対象となります。
支払保険金	病気補償プラン	PCR検査にて陽性診断となった場合に、検査日以降の療養期間(検査結果判明まで自宅待機していた期間を含む)に対して入院保険金をお支払いします。
	傷害補償プラン(特定感染症危険補償)	PCR検査にて陽性診断となった場合に、検査日以降の療養期間(検査結果判明まで自宅待機していた期間を含む)に対して入院保険金、療養期間終了後の完治確認のためのPCR検査や診療に対して通院保険金をお支払いします。 なお、症状が約款に定める後遺障害と認定された場合、後遺障害保険金をお支払いします。

(注1) 医師や保健所の指示による自宅・ホテルでの療養は、医師の管理下にある入院に該当します。

(注2) PCR検査で陽性が判明した場合において、検査日以前にオンライン診療を受けていたり、自宅・ホテルでの療養期間経過後に完治確認のためにPCR検査を受けた場合は、通院に該当するため、傷害補償プランのみ補償対象となります。

(注3) 新型コロナウイルス感染症における後遺障害のお支払い事例がまだない状況のため、傷害補償プランの後遺障害保険金の補償の詳細については、代理店・扱者、引受保険会社までお問い合わせください。

ご注意事項

- ご加入者本人が団体の構成員（JR貨物グループ社員、契約社員、退職者）であることが加入条件となります。
- JR貨物グループ外からの出向者、派遣社員の方はご加入いただけませんので、ご注意ください。

新型コロナウイルス感染症のお支払例

傷害補償プラン個人コース（SC）2口加入の方
（入院日額5,000円、通院日額3,000円）



保健所でPCR検査を受けた後、2日間自宅待機を経て、陽性と診断。
保健所より8日間自宅療養をするよう指示を受け、その後で再度PCR検査を受け陰性と診断される。

●自宅待機・自宅療養期間（入院に該当）	5,000円 × 10日 = 50,000円	合計 58,000円
●1回目のPCR検査（入院に該当）	5,000円 × 1日 = 5,000円	
●2回目のPCR検査（通院に該当）	3,000円 × 1日 = 3,000円	

新型コロナウイルス感染症の補償に関するQ&A

- Q** 発熱等の症状でPCR検査を受けるまでに自宅で待機した期間も、検査で陽性診断がされた場合は、その該当期間は保険金支払対象となりますか？
- A** 検査で陽性と診断される前に、検査を受けるために自宅で待機した期間はお支払対象外です。
- Q** 新型コロナウイルス感染症において、後遺障害保険金が受け取れるのはどんなケースですか？
- A** 新型コロナウイルス感染症による肺炎症状が慢性化し、肺の機能障害により仕事ができなくなった場合などに後遺障害認定されるケースが考えられます。ただし、従前から基礎疾患がある場合などは、その影響を踏まえてお支払いの可否、保険金の算定がされます。
- Q** 新型コロナワクチンの予防接種をするために、病院等へ通院した場合も補償対象となりますか？
- A** 予防接種のための通院は、お支払対象外です。
- Q** PCR検査で陽性診断後の自宅やホテルでの療養日数は、どのように証明すればよいですか？
- A** 医師の診断書や保健所から発行される証明書類（例：宿泊・自宅療養証明書（新型コロナウイルス感染症専用）を保険会社にご提出ください。
- Q** 感染した場合の事故報告は、代理店・扱者を通さずに保険会社に直接報告できますか？
- A** 幹事引受保険会社の以下の連絡先に、直接事故報告をいただくことも可能です。
24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」0120-258-189（無料）

特長② 自転車事故へ万全な補償をご検討ください

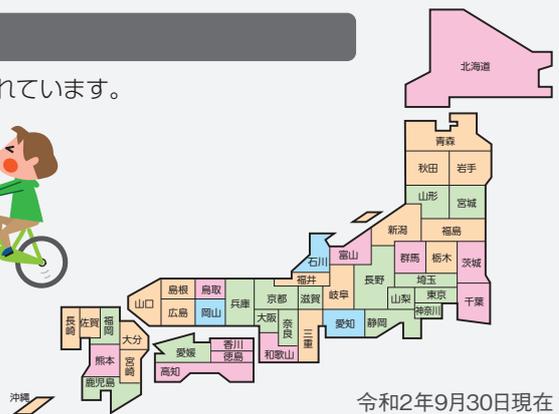
傷害補償プラン、交通事故補償プランでは自転車事故によるケガに加え、賠償責任（日常生活賠償）にも備えられます!!

自転車事故は発生頻度が高いため、自治体等が条例等を通じて自転車利用者に保険加入を求める動きがすすんでいます。相手を死亡させた場合などは、高額な賠償請求を受ける可能性もあります。月々90円で1億円の賠償補償を準備しておくことができますので、この機会にぜひご加入ください。

日常生活賠償で自転車事故による賠償事故に備えましょう!

例えば、東京都では自転車を利用する場合、条例で保険の加入が求められています。他の自治体でも同様に保険への関心が高まっています。

凡例	■ 義務化	■ 努力義務
	■ 一部都市で義務化	■ 加入勧奨



「努力義務」と「加入勧奨」の違い

- ・努力義務: 条例で「加入に努める」と記載があるもの
- ・加入勧奨: 当年度の『交通安全計画』で「保険加入を勧める」と記載があるもの

特長③ 先進医療に関する補償も用意しています

先進医療・拡大治験・患者申出療養特約（KMコース）

「病氣補償プラン」のご加入者のみ、ご加入いただけます。
月々わずか70円のご負担で、高度医療受診時の費用負担を1,000万円限度で補償します。治療費用だけでなく、医療機関までの交通費、宿泊費（1泊1万円限度）も補償します。



年代別モデルケース

ライフステージに合わせて選べるゴールドンプラン



Aさん(18才)独身 この補償で1か月 **1,180円**
【18才】

病気補償プラン BYコース(本人) : 5口 150円

がんのみ補償プラン G01コース(本人) : 5口 100円

オプション

がん診断保険金 GSコース(本人) : 1口 10円

傷害補償プラン 基本補償

個人コース SC : 1口 830円

オプション

日常生活賠償(個人コース KB3) : 1口 90円

新社会人になったら...

いよいよ新社会人。
もしもの備えもスタート

病気は心配ないと思われがちな10代~20代。
ケガへの備えだけでなく、もしもの病気の場合への備えも大切です。



Bさん(27才)夫婦 この補償で1か月 **1,920円**
【27才、妻26才】

病気補償プラン BYコース(本人) : 5口 300円
BYコース(配偶者) : 5口 300円

がんのみ補償プラン G01コース(本人) : 5口 100円
G01コース(配偶者) : 5口 100円

オプション

がん診断保険金 GSコース(本人) : 1口 40円
GSコース(配偶者) : 1口 40円

傷害補償プラン 基本補償

夫婦コース SB : 1口 950円

オプション

日常生活賠償(夫婦コース KB2) : 1口 90円

結婚したら...

ご家族の補償も必要です

被扶養者の医療費も3割負担となっていますのでご家族の病気やケガへの備えが必要です。この機会にご家族でのご加入を検討ください。



ご加入方法

新規加入希望の方

加入申込票に必要な事項をご記入のうえ、代理店・扱者にご提出ください。



現在加入の方

ご加入内容に変更が無ければご提出は不要です。変更の場合はご加入内容を訂正のうえ、代理店・扱者にご提出ください。

保険料の支払い方法

現役 2021年11月より毎月給与控除させていただきます。(分割12回払)

OB 2021年11月29日より毎月口座振替させていただきます。(分割12回払)

住宅購入、家族のケガや病気、親の介護など
責任世代は補償を厚く!



子どものケガの
リスク



住宅購入



両親の介護の
リスク



子ども独立



退職



退職後

Cさん(40才)4人家族 この補償で1か月 **5,345円**
【40才、妻38才、お子さま8才、4才】

病気補償プラン BYコース(本人) : 10口 900円
BYコース(配偶者) : 5口 450円
BYコース(お子さま) : 3口 150円
BYコース(お子さま) : 3口 210円

がんのみ補償プラン G01コース(本人) : 10口 300円
G01コース(配偶者) : 10口 200円
オプション

がん診断保険金 GSコース(本人) : 2口 400円
GSコース(配偶者) : 2口 260円

傷害補償プラン 基本補償
家族コース SA : 1口 1,760円
オプション

日常生活賠償(家族コース KB1) : 1口 90円

所得補償プラン SH : 5口 625円

家族が増えたら...

住宅ローンや教育費にも備えましょう
もしも病気やケガで働けなくなって収入が
減少した場合の備えも大切です。



Dさん(59才)夫婦 この補償で1か月 **9,960円**
【59才、妻58才】

病気補償プラン BYコース(本人) : 10口 2,200円
BYコース(配偶者) : 5口 1,100円

がんのみ補償プラン G01コース(本人) : 5口 450円
G01コース(配偶者) : 5口 450円
オプション

がん診断保険金 GSコース(本人) : 4口 2,360円
GSコース(配偶者) : 4口 2,360円

傷害補償プラン 基本補償
夫婦コース SB : 1口 950円
オプション

日常生活賠償(夫婦コース KB2) : 1口 90円

セカンドライフには...

体力と健康に不安を感じている方も
多いのでは?

現在ご加入されている医療保険は、実際に入院
したときに十分な補償を受けられる内容になっ
ているかこの機会に見直しをしてみましょう。



中途加入・変更の方

申込締切日以降も中途加入・変更いた
だけます。
中途加入・変更を希望される方は代理店・
扱者にご連絡ください。



退職時の手続き

- ご退職日が決まり次第、代理店・扱者にご連絡くださ
い。手続きをご案内いたします。
- 病気・がん補償プラン、傷害補償プラン、交通事故補
償プランは口座振替にて、ご継続できます。所得補償
プランはご退職日を持って契約終了となります。

新入社員の皆さまへ



JR貨物グループでは、福利厚生制度としてゴールドプランを用意しています。学生時代まで、保険はあまり身近ではなかったかもしれませんが、「社会人の必須の備え」として、多くの先輩社員が保険に加入しています。皆さんもこの機会に是非、加入をご検討ください。

保険って
入った方が
いいの？



病気やケガによる入院、通院、大切なものの破損…など、「もしも」のときに想定外の出費が発生し、貯金だけでは足りなくなってしまうかもしれません。

そんなとき、ご家族に頼らずに済むよう自ら準備しておくことは、**社会人としての責任**です。保険に加入することで、「もしも」のときに必要となる費用をあらかじめ備えておくことができます。

そのもしものときって、どんなとき？

病気やケガで入院が必要となった



お気に入りのカメラを落として破損



自転車事故で相手に重傷を負わせてしまい、賠償責任が発生



どれも身近に起こりそうなケースだなあ…



ゴールドプランは補償が充実しており、さまざまな「もしも」に備えることができます。団体割引率等の適用により、割安な保険料で加入できるのも魅力です！

日常生活賠償は安くて便利

(傷害補償プランおよび交通事故補償プランのオプション)

こんなとき安心!! 4コマ劇場



日常生活賠償に入ると、他人の物を壊したり、他人にケガをさせたりして法律上の損害賠償責任を負ったときに補償をします!

体験談

1

日常生活賠償を活用されたIさんからの感想

友人との夜のランニング中、段差につまづいて転んでしまい、前を走っていた人を巻き込んでケガをさせてしまいました。相手の方へどう対応すればいいのかわからず不安だった中、日常生活賠償の補償では、金銭面の補償が保険でおりただけでなく、相手との連絡や病院への支払いなど、保険会社にすべての面でサポートしてもらえたことが、何より心理的に楽でした。仕事をしながらの対応は自分1人ではできなかつたと思います。



体験談

2

日常生活賠償を活用されたAさんからの感想

サークル仲間と旅館で部屋飲みをした際、赤ワインの瓶を倒し、畳を取り換える必要があるほどの染みを作ってしまう、旅館から畳4枚分の交換費用を法的に請求すると言われました。ゴールドプランに加入していることを思い出し問い合わせをしたところ、「日常生活賠償に加入しているので、損害賠償は保険でお支払いできます。」と言われ、正直助かったと思いました。旅館との交渉や入金も保険会社が対応してくれたため、ゴールドプランに入っていてよかったと思いました。



退職時のお手続きについて

JR貨物グループ各社をご退職される皆さまへ

ご在職中は、ゴールドプラン保険料を給与控除^{*}によりお支払いいただいておりますが、ご退職後は控除ができなくなるため、お手続きが必要となります。

^{*}一部のグループ会社の方を除きます。



⚠️ ご退職に伴うお手続きについて

ご加入のゴールドプランは、ご退職の際は退職月の月末までに中途脱退、退職後のご継続を希望の場合は継続手続きをしていただくことが必要です。また、ご退職に伴い給与控除ができない期間に相当する保険料を別途お支払いいただくことも必要となります。

代理店・扱者であるジェイアールエフ商事では、加入者の方の退職情報を把握することが困難なため、大変お手数をおかけしますが、ご退職される加入者の方から、必ずご退職の旨を下記連絡先までお申し出のうえ、所定のお手続きをしていただきますようお願いいたします。

(注) 所得補償プランはご退職後はご継続いただけません。

ご退職手続きに関する連絡先

代理店・扱者 ジェイアールエフ商事株式会社 保険事業部 JR 058-3685 NIT 03-5367-7428

●ご連絡をいただいた方には、以下のお手続き書類をご案内いたします。

変更届出書	退職後の継続加入、中途脱退のご意向をご記入いただけます。
保険料お振込みのご案内	給与控除できない期間の保険料(通常は2か月分)のお振込みのご依頼です。
口座振替依頼書	退職後の継続加入の際の、保険料のお引落口座をご指定いただけます。

(注1) 退職後再雇用等にて、勤務先の会社から給与支払いが継続される場合はお手続きは不要です。

(注2) 退職される旨の連絡が無い、または遅くなった場合は、「保険金のお支払いができない期間が発生」したり、ご契約が「解除」となることがありますのでご注意ください。

ご退職後も安心の補償をご提供します

ゴールドプランは団体割引率等が適用されており、通常の保険と比較してご負担の少ない保険料でご加入できる商品です。ご退職後も、この保険料水準で、「病気・がん補償プラン」、「傷害補償プラン」、「交通事故補償プラン」には継続加入いただけます。

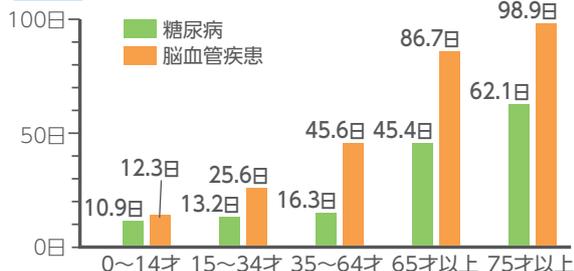
加齢に伴って、ご病気やおケガの心配も増えてくると思われるので、その際の出費の備えとして、ぜひ継続加入いただくことをおすすめいたします。

🔍 データで見る | シニア世代の病気やケガのリスク

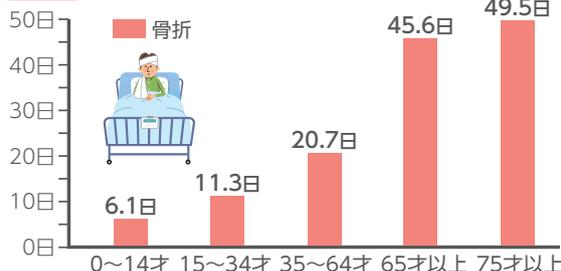
65才以上になると入院日数が長くなる傾向にあるため、備えが必要です。

出典：厚生労働省(平成29年(2017)患者調査)

病気



ケガ



(注) ご加入いただける年齢については、各補償プランをご確認ください。

ご退職後の保険料のお支払いについて

ご退職後のゴールドプラン保険料は、毎月27日*に口座引落(振替)によりお支払いいただきます。ご退職に伴うお手続き類に「口座振替依頼書」を同封しておりますので、お引落口座をご指定ください。保険料のお引落ができない場合、ジェイアールエフ商事から、文書等によりご連絡させていただきますので、あらかじめご承知おきください。

*27日が土日・祝祭日となる月は、金融機関の翌営業日の引落(振替)となります。

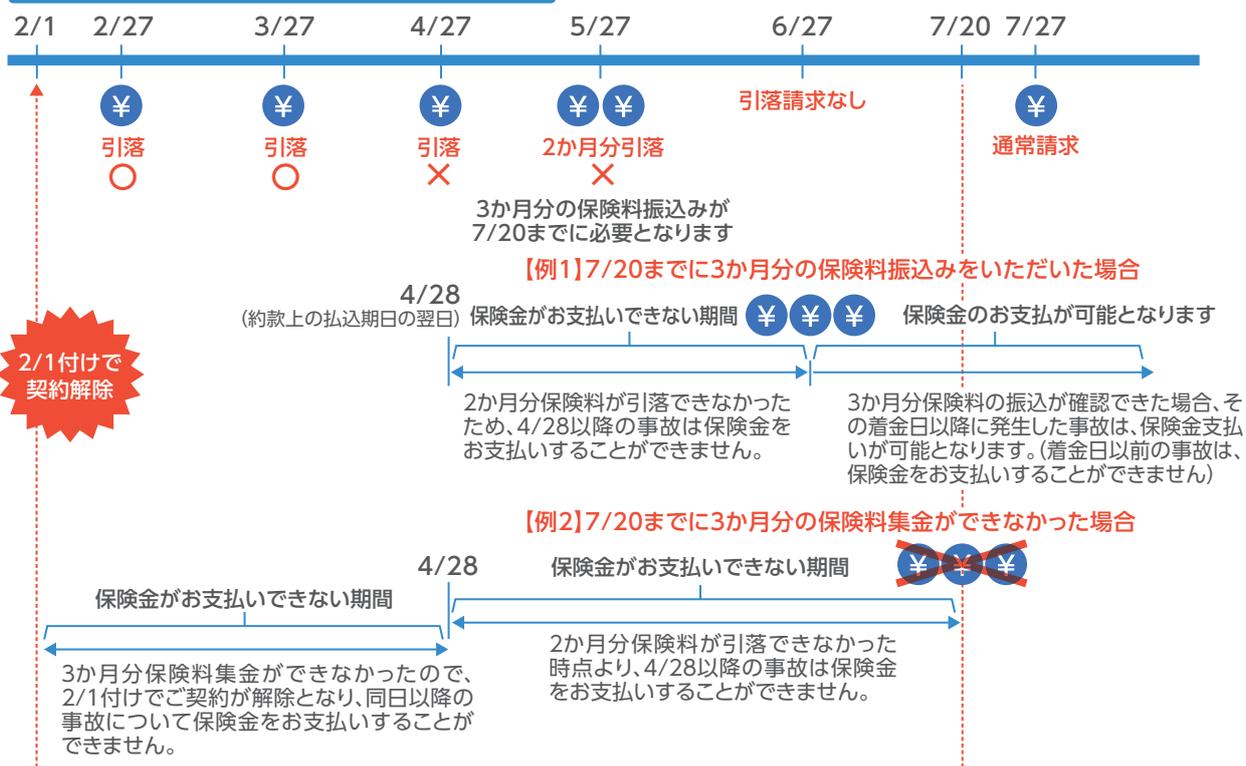
保険料の引き落としができない場合、保険金をお支払いできない状態が発生します。毎月27日のお引落日までに、ご指定口座に保険料のご用意をお願いいたします。

⚠ 保険料引落ができない場合

- 保険料が引落できなかった月が発生した場合、その翌月に2か月分の保険料をご請求させていただきます。2か月分の保険料が引落できなかった場合は、**保険料が引落できなかった最初の月の28日以降に発生した事故については、保険金をお支払いすることができません。**
- 2か月分引落できなかった月の翌月については、保険料口座請求がその月のみ停止となります。**2か月分引落できなかった月の翌々月20日までに3か月分の保険料をお振込みいただく必要がありますので、ジェイアールエフ商事から別途ご連絡させていただきます。**3か月分の保険料の着金を確認できましたら、その着金日以降に発生した事故については、保険金をお支払いすることが可能となります。
- **上記期限(2か月分の保険料ご請求月の翌々月20日)までに、3か月分の保険料をお振込みいただけない場合には、ご契約は解除となります。**ご契約の解除日は、2か月分の保険料をご請求した月の3か月前の1日付となります。解除日以降に、すでに保険金をお支払いした事故が存在する場合は、支払保険金を保険会社に戻し入れていただくこととなりますので、ご注意ください。



例 | 2か月分の保険料引落できなかった場合



年末調整(確定申告)時のお手続きについて

「病気・がん補償プラン」、「所得補償プラン」は年末調整(確定申告)時の保険料控除対象となります。 (傷害補償プラン、交通事故補償プランのみにご加入の方は控除対象外となります)

年末調整(確定申告)のお手続きに必要な資料は、加入者の方の勤務の有無、勤務先、ご加入のお手続きの状況によって異なります。本ページに、ご加入者の方に提供される資料の種類と、お手続き方法を掲載しておりますので、年末調整(確定申告)の時期が到来しましたら、内容をご確認いただきご対応ください。

(注) 昨年は加入者証の送付時に、本内容をご案内していましたが、本年はパンフレットに掲載する形でご案内しております。ご了承ください

年末調整(確定申告)に関する資料

	勤務先/勤務有無	加入手続区分	年末調整(確定申告)に関する資料	
			2021年1月~2021年10月分の保険料	2021年11月~2021年12月分の保険料
①	JR貨物本体の現役社員	継続	令和3年分給与所得者 保険料控除申告書	控除証明書はがき
		新規	—	
②	JR貨物グループ会社の現役社員	継続	団体カード (保険料控除証明書)	
		新規	—	
③	退職者	継続	団体カード (保険料控除証明書)	
		新規	—	

- 控除証明書はがきは三井住友海上社(幹事引受保険会社)から、団体カード(保険料控除証明書)はジェイアールエフ商事(代理店・扱者)から提供されます。
- ジェイアールエフ商事でご加入されている三井住友海上社の保険契約のうち、ゴールドプランの他に保険料控除対象となるご契約がある場合は、その保険契約についても団体カード(保険料控除証明書)に記載されています。

控除証明書はがき・団体カード(保険料控除証明書)について

年末調整(確定申告)に関する資料として、三井住友海上社(幹事引受保険会社)から提供する資料です。

控除証明書はがきの見方

令和3年分 生命保険料控除証明書

保険契約者	貨物 太郎 様
適用制度	介護医療保険料控除
証券番号	NEXXXXXXXXX-0000000000
保険種類	団体総合生活補償保険
保険期間	令和3年9月1日 から 令和4年9月1日 まで

控除対象保険料 1,800 円

備考欄
上記は新契約の1・2回目の2か月分の保険料です。申告書上に保険料が印字済の方は印字の金額に当該はがき記載の保険料を足した金額、印字のない方は当該はがき記載の金額でご申告ください。

控除対象となる保険料は上記のとおりであることを証明いたします。
令和XX年XX月XX日

三井住友海上火災保険株式会社
東京都千代田区神田三丁目9

[生命保険料控除証明書用] (裏面をご覧ください)

郵便はがき

〒 XXX-XXXX

東京都 千代田区 神田 駿河台
X-X X-X X

貨物 太郎 様

AHH63 2757 -60 0000000000

MS&AD 三井住友海上火災保険株式会社

取扱課支社 企業営業第五部 第二課
電話番号 03-3259-4010 (担当: OO)

適用制度は「介護医療保険料控除」です。

病気・がん補償プランは「団体総合生活補償保険」、所得補償プランは「所得補償保険」と記載されます。

2021年11月~2021年12月の支払保険料の「控除対象保険料」が記載されています。

(注) 病気・がん補償プラン、所得補償プランの両方にご加入の場合は、はがきを2枚提供します。

団体カード(保険料控除証明書)の見方

保険料控除証明書

保険契約者(加入者) **貨物 太郎** 様

団体名 **〇〇〇〇株式会社**

社員番号 **XXXXXXXX** 所属コード **XXXXX**

●生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書をお届けします。
(地震保険料控除証明書は地震保険以外の長期損害保険についても対象となる場合があります。各証明書の裏面に表示内容のご説明を記載しております。)

●「年末調整」または「確定申告」の際、「給与所得者の保険料控除申告書」または「所得税の確定申告書」に添付してご利用ください。

MS&AD 三井住友海上火災保険株式会社

保険会社 使用欄 **XXXXX-XXXX-XXX**
XXXXXX XXXXXXXXXX

年分 生命保険料控除証明書 重要

保険契約者(加入者) **貨物 太郎** 様

証券番号	保険の種類	控除対象保険料(円)
	医療特約付健康長期保険	
	99 66,240 旧一般生保	
NEXXXXXXXXXX	所得補償保険	
030901040901 01	10,400 介護医療	
NEXXXXXXXXXX	傷害疾病保険	
030901040901 01	9,000 介護医療	
旧一般合計 控除保険料	66,240 円	
介護医療合計 控除保険料	19,400 円	

本年の控除対象となる保険料を上記のとおり証明します。

XX年XX月XX日 三井住友海上火災保険株式会社
東京都千代田区神田三丁目9番1号

年分 地震保険料控除証明書 重要

保険契約者(加入者) **貨物 太郎** 様

※地震保険、経過措置が適用される長期損害保険を表示しています。(裏面参照)

証券番号	保険の種類	控除対象保険料(円)	控除区分	備考
	地震保険		建物家財	
	01 18,520 円		地震	

本年の控除対象となる保険料を上記のとおり証明します。

XX年XX月XX日 三井住友海上火災保険株式会社
東京都千代田区神田三丁目9番1号

病気・がん補償プランは「傷害疾病保険」、所得補償プランは「所得補償保険」と記載されます。
始期日030901、満期日040901と記載されているのがゴールデンプランです。

2021年1月～2021年10月分の支払保険料の「控除対象保険料」が記載されています。

お手続き方法

① JR貨物本体の現役社員

募集期間にて継続加入された方(自動継続含む)

- 2021年1月～2021年10月の給与控除分(支払保険料10か月分)を記載した「令和3年分給与所得者の保険料控除申告書」がJR貨物の総務担当部署から、2021年11月～2021年12月の給与控除分(支払保険料2か月分)を記載した「控除証明書はがき」が三井住友海上社(幹事引受保険会社)から提供されます。
- 「保険料控除申告書」と「控除証明書はがき」に記載された控除対象保険料を合算し、「保険料控除申告書」に修正記入いただき、「控除証明書はがき」を添付のうえ、勤務先指定箇所へご提出ください。

募集期間にて新規加入された方

- 2021年11月～2021年12月の給与控除分(支払保険料2か月分)を記載した「控除証明書はがき」が三井住友海上社(幹事引受保険会社)から提供されます。
- JR貨物の総務担当部署より提供される「令和3年分給与所得者の保険料控除申告書」に「控除証明書はがき」記載の控除対象保険料を記入いただき、「控除証明書はがき」を添付のうえ、勤務先指定箇所へご提出ください。

② JR貨物グループ会社の現役社員 ③退職者

募集期間にて継続加入された方(自動継続含む)

- 2021年1月～2021年10月の請求分(支払保険料10か月分)を記載した「団体カード(保険料控除証明書)」がジェイアールエフ商事(代理店・扱者)から、2021年11月～2021年12月の請求分(支払保険料2か月分)を記載した「控除証明書はがき」が三井住友海上社(幹事引受保険会社)から提供されます。
- 「団体カード(保険料控除証明書)」と「控除証明書はがき」に記載された控除対象保険料を合算し、JR貨物グループ会社の現役社員の方は勤務先所定の方法で年末調整のお手続きを、退職者の方は確定申告のお手続きをしてください。

募集期間にて新規加入された方

- 2021年11月～2021年12月の請求分(支払保険料2か月分)を記載した「控除証明書はがき」が三井住友海上社(幹事引受保険会社)から提供されます。
- 「控除証明書はがき」記載の控除対象保険料にて、JR貨物グループ会社の現役社員の方は勤務先所定の方法で年末調整のお手続きを、退職者の方は確定申告のお手続きをしてください。

(注) 募集期間前(2021年8月1日付まで)に新規加入された方は「保険料控除申告書」や「団体カード(保険料控除証明書)」が、募集期間後(2021年10月1日付)に新規加入された方は「控除証明書はがき」が同様に提供されますので、上記方法と同様にお手続きをしてください。2021年11月1日付以降新規加入の場合は、翌年の年末調整(確定申告)時の保険料控除対象となります。

病気・がん補償プラン (口数制)

病気・がん補償プランの特長

1.入院や手術等を補償

入院だけでなく、手術補償等もセットされています。

2.がん診断保険金(オプション)

がんと診断され治療を開始された場合、がん診断保険金の全額をお支払いします。

3.JR貨物グループならではの最大40%割引適用

団体割引率20%と損害率による割引率25%が適用されています。

4.翌年度以降、自動的に更新されます

保険期間は、1年間です。特にお申し出のない場合、自動的に更新しますので、ご継続を忘れる心配がありません。

■ 保険金のお支払いがあった場合、継続時の補償内容を変更させていただきますことがあります。

■ 団体の構成員でなくなった場合、または継続時、満80才となった場合には自動継続となりません。

5.加入手続は簡単。医師の診査は必要ありません

健康状況についての簡単な自己告知をいただくだけです。

6.ご家族も加入できます

病気補償プラン (ケガによる入院・手術は補償対象外です。) 限度口数:BYコース20口、KMコース1口

新型コロナウイルス感染症も補償対象です

(保険期間1年)

補償内容	コース名	BYコース
 疾病入院 保険金日額		1,000円
 疾病手術 保険金		入院中の手術: 疾病入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術: 疾病入院保険金日額の5倍
 疾病放射線 治療保険金		疾病入院保険金日額の10倍

補償内容	コース名	2020年度導入 KMコース
 先進医療・拡大治験・ 患者申出療養費用保険金 (オプション)		1,000万円

(注)既に病気補償プランに加入いただいている方も、KMコースに新たに加入する場合は改めて告知書の提出が必要です。

月払保険料		
年 令*	BYコース	KMコース
1~4才	70円	年齢にかかわらず 70円
5~9才	50円	
10~14才	30円	
15~19才	30円	
20~24才	40円	
25~29才	60円	
30~34才	80円	
35~39才	90円	
40~44才	90円	
45~49才	110円	
50~54才	150円	
55~59才	220円	
60~64才	330円	
65~69才	530円	
70~74才	800円	
75~79才	1,360円	

継続のみ

*オプションのみのご加入はできません。 ※年令は2021年9月1日時点の満年令となります。

(注)パンフレット2ページに新型コロナウイルス感染症に関するQ&Aを掲載しています。新型コロナウイルス感染症については、お支払いの実例がまだ少ないこと、また医療機関の状況によって、当該ウイルスの感染判定方法や診断方法が今後変化する可能性などもあるため、ご不明な点がございましたら、引受保険会社または代理店・扱者までご照会ください。

受取例

病気補償プラン BYコース(5口)

にご加入の場合

脳卒中で120日間入院し、
入院中に手術を受けたケース

疾病入院保険金日額
5,000円 × 120日
疾病手術保険金
5,000円 × 10

合計 **65万円**



新型コロナウイルス感染症の取扱いについて

医師の診断や保健所でのPCR検査で「陽性」と診断され、医療機関や保健所から療養指示が出た場合、初回のPCR検査日ならびに検査後の療養期間(検査結果判明の自宅待機期間を含む)を入院期間として疾病入院保険金をお支払いします。なお、療養期間終了後に完治確認のために受けた2回目のPCR検査は通院に相当するため対象外となります。

がんの治療ってどれくらいお金がかかるか、皆さんご存知でしょうか？

＜主ながんの1入院あたりの費用＞

疾患	1入院費用	推定自己負担額(3割)
胃がん(胃の悪性新生物)	953,595円	286,079円
直腸がん(直腸の悪性新生物)	1,022,965円	306,890円
気管支がんおよび肺がん (気管支および肺の悪性新生物)	855,040円	256,512円
乳がん	771,650円	231,495円

公益社団法人全日本病院協会「2019年度 医療費(重症度別)【年間集計】」より

＜告知の大切さについてのご説明＞

- 告知書はお客さま(被保険者となる方)ご自身
が有りのままをご記入ください。
※口頭でお話し、または資料提示されただけで
は告知していただいたことにはなりません。
- 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部また
は一部が解除になり保険金がお受け取りいた
だけない場合があります。
※ご加入に際して、特にご注意くださいこと
(注意喚起情報のご説明)を必ずお読みくだ
さい。

がんのみ補償プラン (ケガやがん以外の疾病は補償対象外です。) 限度口数: G01コース30口、GSコース6口、GTコース1口

(保険期間1年)

補償内容	コース名	G01コース
疾病入院保険金日額		1,000円
疾病手術保険金		入院中の手術: 疾病入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術: 疾病入院保険金日額の5倍
疾病放射線治療保険金		疾病入院保険金日額の10倍
疾病通院保険金日額		700円
補償内容	コース名	GSコース
がん診断保険金※ (オプション)		50万円
補償内容	コース名	GTコース
疾病退院時一時金 (オプション)		10万円

※がん診断時がこの保険契約の始期日より前の取扱いについては21ページをご参照ください。

月払保険料					
年齢*	G01コース	+	GSコース	+	GTコース
1~4才	20円		10円		10円
5~9才	20円		10円		10円
10~14才	20円		10円		10円
15~19才	20円		10円		10円
20~24才	20円		10円		10円
25~29才	20円		40円		10円
30~34才	20円		80円		10円
35~39才	20円		130円		10円
40~44才	30円		200円		10円
45~49才	40円		300円		20円
50~54才	60円		370円		30円
55~59才	90円		590円		50円
60~64才	140円		1,150円		70円
65~69才	210円		1,540円		100円
70~74才	330円		1,980円		150円
75~79才	620円		2,060円		230円

継続のみ

※オプションのみのご加入はできません。

※年齢は2021年9月1日時点の満年齢となります。

受取例

病気補償プラン BYコース(5口)
がんのみ補償プラン G01コース(10口)
がん診断保険金 GSコース(2口)

にご加入の場合

がんと診断され手術を受け、30日間入院したケース

がん診断保険金	100万円
疾病入院保険金日額	15,000円 × 30日
疾病手術保険金	15,000円 × 10
合計	160万円

がんと診断され放射線治療を受け、10日間入院したケース

がん診断保険金	100万円
疾病入院保険金日額	15,000円 × 10日
疾病放射線治療保険金	15,000円 × 10
合計	130万円



傷害補償プラン (口数制)

傷害補償プランの特長

1.日常生活でのケガを補償

ご本人またはご家族の方の、日常生活や仕事におけるさまざまなケガに備えることができます。

2.JR貨物グループならではの最大40%割引適用

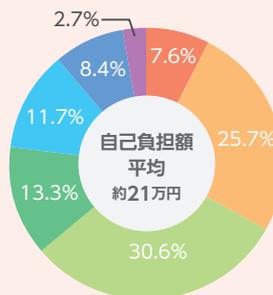
団体割引率20%と損害率による割引率25%が適用されています。

3.各種オプションを用意

基本補償に加えて、オプションにてライフスタイルに応じた補償を用意しています。

日常生活における賠償事故、身の回り品の損害などへの備えが可能です。

入院時の自己負担費用平均は約21万円



入院時の自己負担費用

- 5万円未満
- 5万円～10万円未満
- 10万円～20万円未満
- 20万円～30万円未満
- 30万円～50万円未満
- 50万円～100万円未満
- 100万円以上

生命保険文化センター
令和元年度「生活保障に関する調査」

基本補償 (1口あたり) 限度口数:6口

(保険期間1年、特定感染症危険補償特約セット)

補償内容		加入コース		
		家族コース SA (被保険者:本人・配偶者・その他の親族)	夫婦コース SB (被保険者:本人・配偶者)	個人コース SC (被保険者:本人)
 傷害死亡保険金	ケガで死亡した場合に補償します。	100万円	100万円	500万円
 傷害後遺障害保険金	ケガで後遺障害が生じた場合に補償します。	最高 100万円	最高 100万円	最高 500万円
 傷害入院保険金	ケガをされ、入院された場合に補償します。	1日あたり 2,000円	1日あたり 2,000円	1日あたり 2,500円
 傷害手術保険金	ケガをされ、手術された場合に補償します。	入院中の手術:傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外(外来)の手術:傷害入院保険金日額の5倍 *創傷の処置等お支払いの対象外の手術があります。		
 傷害通院保険金	ケガをされ、通院された場合に補償します。	1日あたり 1,500円		
新型コロナウイルス感染症も補償対象です  特定感染症	特定感染症を発病した場合に補償します。	特定感染症を発病したときに、傷害後遺障害・傷害入院・傷害通院の各保険金をお支払いします。		
月払保険料		1,760円	950円	830円

(注)保険金額は、ご本人、配偶者、その他のご親族とも同額となります。

新型コロナウイルス感染症の取扱いについて

医師の診断や保健所でのPCR検査で「陽性」と診断され、医療機関や保健所から療養指示が出た場合、下表のとおり保険金をお支払いします。

初回のPCR検査日	入院保険金のお支払対象となります。
初回PCR検査以降の療養期間 (自宅・ホテル含む)	療養期間の日数が入院保険金のお支払い対象となります。 (検査結果判明まで自宅待機していた期間を含む)
療養期間後に完治確認のために 受けた2回目のPCR検査日	通院保険金のお支払対象となります。



(注)パンフレット2ページに、新型コロナウイルス感染症に関するお支払例やQ&Aを掲載しています。
新型コロナウイルス感染症については、お支払いの実例がまだ少ないこと、また医療機関の状況によって、当該ウイルスの感染判定方法や診断方法が今後変化する可能性などもあるため、ご不明な点がございましたら、引受保険会社または代理店・扱者までご照会ください。

傷害補償プランの基本補償を活用した
Oさんの体験談

長男が友達と紙を丸めて屋内でバレーボールを行っていたところ、友達の手と長男の手が接触し小指を強打しました。病院へ行きレントゲン検査と簡単な固定を行いました。幸い程度は軽く数回の通院で終わりました。傷害補償プラン（家族コース）に加入していることを思い出し問い合わせたところ、適用されることがわかり、補償を受けることができ助かりました。また、次男が同様の怪我で通院することとなり、同じ補償を受けることができて大変助かりました。



自転車事故の高額賠償事故の実例から見た
日常生活賠償の必要性

小学生が夜間、自転車を走行中に歩行中の60代の女性と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。（神戸地方裁判所、2013年7月4日判決）



賠償額 約**9,500万円**

日常生活賠償に加入
していれば安心!

補償額 **1億円**限度

その他の補償（オプション・1口のみ）

※オプションのみのご加入はできません。

補償内容		加入コース			
<p>日常生活賠償 国内外補償 （一部、国内のみ補償）</p>	日常生活で他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりした場合等の法律上の損害賠償責任を補償します。 （夫婦コース・個人コースにご加入の場合であっても本人・配偶者・親族が補償の対象になります。）	保険金額	家族コース KB1 （被保険者：本人・配偶者・その他の親族）	夫婦コース KB2 （被保険者：本人・配偶者・その他の親族）	個人コース KB3 （被保険者：本人・配偶者・その他の親族）
			月払保険料	1億円	
<p>携行品損害補償* 国内外補償</p>	身の回り品が偶然な破損や盗難により、損害を被った場合に補償します。	保険金額	家族コース KE1 （被保険者：本人・配偶者・その他の親族）	夫婦コース KE2 （被保険者：本人・配偶者）	個人コース KE3 （被保険者：本人）
			月払保険料	300円	230円
<p>ホールインワン・アルパトロス費用補償 国内のみ補償 本人のみ</p>	ホールインワン・アルパトロスを達成した場合に保険金額を限度に補償します。 （家族コース・夫婦コースにご加入の場合でも本人のみが補償の対象となります。）	保険金額	家族コース HO1 （被保険者：本人）	夫婦コース HO2 （被保険者：本人）	個人コース HO3 （被保険者：本人）
			月払保険料	30万円	
		月払保険料	210円		

※ 携行品損害補償の免責金額（自己負担額）は1事故につき3,000円となります。

※ オプションの加入コースは、基本補償と同じコースになります。

補償別被保険者一覧

各補償	基本補償	日常生活賠償	携行品損害補償	ホールインワン・アルパトロス費用補償
家族コース	本人・配偶者・その他の親族*1	本人・配偶者・その他の親族*1,2	本人・配偶者・その他の親族*1	本人
夫婦コース	本人・配偶者	本人・配偶者・その他の親族*1,2	本人・配偶者	本人
個人コース	本人	本人・配偶者・その他の親族*1,2	本人	本人

*1 ご本人またはその配偶者と同居の親族および別居の未婚のお子さまをいいます。親族とはご本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族、未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。この続柄は傷害および損害の原因となった事故発生の際におけるものをいいます。

*2 *1のいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方をいいます。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。

交通事故補償プラン (口数制)

団体総合生活補償保険 (標準型) (交通事故危険のみ補償特約セット)

交通事故補償プランの特長

1. 交通事故を幅広く補償

運行中の自転車、電車などの交通乗用具*に搭乗中のケガや、道路を歩いているときの交通事故や自動車の爆発などによるケガに対して補償します。

*交通乗用具とは自動車、電車、航空機、船舶等をいいます (身体障がい者用の車いすも含まれます。)。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

2. JR貨物グループならではの最大40%割引適用

団体割引率20%と損害率による割引率25%が適用されています。

1日平均、約847件の交通事故が起きています

2020年中の交通事故の発生件数 **309,000件**

2020年中の交通事故の死傷者数 **371,440人**



警察庁交通局「令和2年中の交通事故の発生状況」

基本補償 (1口あたり) 限度口数:KSコース2口、FKコース3口

(保険期間1年)

補償内容		加入コース	
		個人コース KS (被保険者:本人)	家族コース FK (被保険者:本人・配偶者・その他の親族)
傷害死亡保険金	交通事故によるケガで死亡した場合に補償します。	1,000万円	本人 1,500万円 配偶者 500万円 その他の親族 300万円
傷害後遺障害保険金	交通事故によるケガで後遺障害が生じた場合に補償します。	最高 1,000万円	本人 最高 1,500万円 配偶者 最高 500万円 その他の親族 最高 300万円
傷害入院保険金	交通事故によりケガをされ、入院された場合に補償します。	1日あたり 10,000円	1日あたり 5,000円
傷害手術保険金	交通事故によりケガをされ、手術された場合に補償します。	入院中の手術:傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外(外来)の手術:傷害入院保険金日額の5倍 *創傷の処置等お支払いの対象外の手術があります。	
傷害通院保険金	交通事故によりケガをされ、通院された場合に補償します。	1日あたり 5,000円	1日あたり 3,000円
月払保険料		780円	1,250円

(注)補償範囲は、交通事故危険に限定されています。

その他の補償 (オプション・1口のみ) ※オプションのみのご加入はできません。

補償内容		加入コース	
		個人コース KB4 (被保険者:本人・配偶者・その他の親族)	家族コース KB5 (被保険者:本人・配偶者・その他の親族)
日常生活賠償 国内外補償 (一部、国内のみ補償)	日常生活で他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりした場合等の法律上の損害賠償責任を補償します。	保険金額	1億円
		月払保険料	90円

所得補償プラン (口数制)

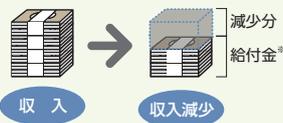
所得補償保険 骨髄採取手術に伴う入院補償特約セット

所得補償プランの特長

1. 就業不能時の所得の損失に備える保険です
2. JR貨物グループならではの最大40%割引適用
団体割引率20%と損害率による割引率25%が適用されています。
3. 国内外、仕事中・レジャー中を問わない補償
4. 加入時に医師の診査の必要はありません
別紙の加入申込票に健康状態をご記入いただけます。ご記入いただいた内容によっては、ご加入をお断りする場合や、保険会社の提示する特別な条件付きでご加入いただく場合があります。
5. 所得補償保険は介護医療保険料控除の対象になります
(2021年3月現在)

就業不能時の収入減少に所得補償プランで備えを

ケガや病気で働けなくなったとき



*健康保険の傷病手当金などのことをいいます。

そこで所得補償プランで準備をすると…



給付金だけでは補えない収入のダウンを所得補償プランがカバーいたします。

基本補償 (1口あたり)

下記の「保険金額の設定について」をご覧ください。

(保険期間1年)

補償内容	保険金額(月額)	満年齢	月払保険料
 <p>所得補償 保険金</p> <p>病気やケガで就業不能になった場合に補償します。 ※骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により入院し働けなくなった場合についても、補償します。</p>	<p>10,000円 (コース名:SH)</p>	15才～19才	41円
		20才～24才	51円
		25才～29才	68円
		30才～34才	84円
		35才～39才	104円
		40才～44才	125円
		45才～49才	142円
		50才～54才	158円
		55才～59才	163円
60才～64才	158円		

■ 支払対象外期間(免責期間)7日／対象期間(てん補期間)1年

- ・保険料は、保険始期日時点の満年齢によります。
- ・ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。
- ・加入者皆さまのご加入状況に基づいて、毎年保険料算出を行っております。保険料が変更となっておりますのでご確認ください。

▶ 支払対象外期間(免責期間)

就業不能が開始した日から起算して、継続して就業不能である期間(7日)をいい、この期間に対しては、保険金をお支払いしません。

▶ 対象期間(てん補期間)

支払対象外期間(免責期間)終了日の翌日(8日目)から起算して1年をいい、この期間内における被保険者の就業不能の日数が保険金のお支払いの対象となります。

▶ 就業不能

身体障害を被り、その身体障害の治療のために入院していること、または入院以外で医師の治療を受けていること(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院していること)により、加入申込票記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。
なお、被保険者がその身体障害に起因して死亡された後もしくはその身体障害が治癒された後は、この保険契約においては、就業不能とはいいません。

■ 保険金額の設定について

ご加入いただく所得補償の保険金額の設定については、ご加入直前12か月(ボーナスを含みます。)における所得の平均月間額の50%の範囲内で、健康保険等の公的医療保険制度からの給付額等も考慮のうえ、適切な保険金額をお決めください。また、他の保険契約等*にご加入の場合は、ご加入いただける保険金額を制限することがありますので、ご加入時にお申し出ください。

*「他の保険契約等」とは、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

<告知の大切さについてのご説明>

- 告知書はお客様(被保険者となる方)ご自身がありのままをご記入ください。
- ※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
- ※ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)を必ずお読みください。

ご加入時のご注意

- この保険は日本貨物鉄道株式会社が保険契約者となる団体契約であり、保険契約者より加入をご案内しております。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。
 - ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
 - お申込人となれる方は日本貨物鉄道株式会社およびJR貨物グループ会社の役員・従業員・退職者に限ります。
 - [団体総合生活補償保険(標準型)(家族型)]この保険で被保険者(補償の対象者)本人(*)となれる方の範囲は、日本貨物鉄道株式会社およびJR貨物グループ会社の役員・従業員・退職者およびその配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹です。
(*)加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。
※被保険者が決定されると自動的に被保険者になる本人以外の方はその配偶者、本人または配偶者と同居の親族、本人または配偶者と別居の未婚の子となります。被保険者の続柄は、ケガ、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
 - [団体総合生活補償保険(標準型)(夫婦型)]この保険で被保険者(補償の対象者)本人(*)となれる方の範囲は、日本貨物鉄道株式会社およびJR貨物グループ会社の役員・従業員・退職者およびその配偶者です。
(*)加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。
※被保険者が決定されると自動的に被保険者になる本人以外の方は、その配偶者です。なお、被保険者の続柄は、ケガ、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
 - [団体総合生活補償保険(標準型)(個人型)]この保険で被保険者(補償の対象者)本人(*)となれる方の範囲は、日本貨物鉄道株式会社およびJR貨物グループ会社の役員・従業員・退職者およびその家族(配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族)の方です。
(*)加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。
 - [所得補償保険]この保険で被保険者(補償の対象者)本人(*)となれる方の範囲は、日本貨物鉄道株式会社およびJR貨物グループ会社の役員・従業員で、かつ、保険始期日時点で満15才以上満64才以下の方に限ります。また健康状況告知の結果ご加入できると判定された方に限ります。
(*)加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。
 - [団体総合生活補償保険(MS&AD型)]この保険で被保険者(補償の対象者)本人(*)となれる方の範囲は、日本貨物鉄道株式会社およびJR貨物グループ会社の役員・従業員・退職者およびその家族(配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族)の方で、かつ、保険始期日時点で、満1才~満69才(継続加入に限り、満79才以下の方)の方に限ります。また健康状況告知の結果ご加入できると判定された方に限ります。
(*)加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。
 - この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
 - 保険金請求状況等とは、加入者間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合、飲酒運転等の法令違反や事実を偽った保険金請求が行われた場合等をいいます。
 - 引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。
 - [団体総合生活補償保険(標準型)]柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。
 - [所得補償保険]柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、就業不能期間の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。
 - お客さまのご加入内容が登録されることがあります。損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。
<経営破綻した場合等の保険契約者の保護について>
 - 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
 - 損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。**[団体総合生活補償保険(MS&AD型)]**
【病気の補償】
保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。
【上記以外の補償】
保険金、解約返れい金等は補償されます。補償割合については、引受保険会社または代理店・扱者までお問い合わせください。
[団体総合生活補償保険(標準型)]
保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
【所得補償保険】
保険金・解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。
 - 団体総合生活補償保険(MS&AD型)は三井住友海上火災保険株式会社が引受割合100%として、単独で保険契約上の責任を負います。また、団体総合生活補償保険(標準型)および所得補償保険は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。それぞれの引受保険会社は、引受割合に応じて、連携することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上火災保険株式会社は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社およびその引受割合は次のとおりです。

三井住友海上火災保険株式会社(幹事保険会社)	引受割合21%
損害保険ジャパン株式会社	// 58%
東京海上日動火災保険株式会社	// 21%
 - 前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。
 - 保険期間の中途でのご加入も毎月受付をしております。その場合の保険期間は、毎月20日までの受付分は、受付日の翌月1日(20日過ぎの受付分は翌々月1日)から2022年9月1日午後4時までとなります。
- <自動継続の取扱いについて>
- 前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。)
- <税法上の取扱い>(2021年3月現在)
- [団体総合生活補償保険(MS&AD型)]払い込んでいただく保険料のうち、疾病保険金部分の保険料等は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。
[所得補償保険]払い込んでいただく保険料は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。
(注1)傷害保険金部分(標準型)の保険料等は、保険料控除の対象となりません。
(注2)なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例
損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス

②提携先等の商品・サービスのご案内の例
自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等との間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等(海外にあるものを含む)に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)または引受保険会社のホームページをご覧ください。

万一事故にあわれたら

<保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡>

●保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手續につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

<保険金支払いの履行期>

●引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(*)をご提出いただく日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認^(*)を終えて保険金をお支払いします。^(*)

(*)1 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただけます。

(*)2 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(*)3 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

<保険金のご請求時にご提出いただく書類>

●被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただけます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

・引受保険会社所定の保険金請求書 ・引受保険会社所定の同意書 ・事故原因・損害状況に関する資料 ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写)等) ・引受保険会社所定の診断書 ・診療状況申告書 ・公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書 ・死亡診断書 ・他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類 ・損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ・引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類 ・休業・所得証明書 ・所得を証明する書類(源泉徴収票、確定申告書等) 事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

<代理請求人について>

●高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求できることがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**

(注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「上記①以外の配偶者^(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」

(*)法律上の配偶者に限ります。

●法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。

<示談交渉サービス>

日本国内において発生した、日常生活賠償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受いたします。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

<示談交渉を行うことができない主な場合>

○1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約で定める保険金額を明らかに超える場合

○相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合

○相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合

○被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

【団体総合生活補償保険（MS&AD型）】

※印を付した用語については、26～27ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
疾病入院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット 欄外(☆)参照 	保険期間の開始後 ^(*) に発病 [*] した病気 [*] のため、保険期間中に入院 [*] された場合（以下、この状態を「疾病入院」といいます。） (*）病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	$\text{疾病入院保険金日額} \times \text{疾病入院の日数}$ (注1) 疾病入院の日数には以下の日数を含みません。 ・ 疾病入院された日からその日を含めて支払対象期間 [*] （1095日）が満了した日の翌日以降の疾病入院の日数 ・ 1回の疾病入院 [*] について、疾病入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数 [*] （病気補償プラン（BY）は180日、がんのみ補償プラン（G01）は1095日）に到達した日の翌日以降の疾病入院の日数 (注2) 疾病入院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気 [*] を発病 [*] された場合は、疾病入院保険金を重ねてはお支払いしません。	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気[*] ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気 ● 精神障害^{(*)1}およびそれによる病気 ● 戦争、その他の変乱[*]、暴動による病気（テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。）^{(*)2} ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気^{(*)2} ● 妊娠または出産（療養の給付）等^{(*)3}の対象となるべき期間については、保険金をお支払いします。 ● 原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群[*]、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの[*] ● 健康状況告知のご回答等により補償対象外とする病気^{(*)4}（加入者証等に記載されます。） など (注) 保険期間の開始時 ^{(*)5} より前に発病 [*] した病気 ^{(*)4} については保険金をお支払いしません。ただし、病気を補償する加入タイプに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院 [*] を開始された日 ^{(*)6} からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。
疾病手術保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット 欄外(☆)参照 	① 疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気 [*] の治療 [*] のために疾病入院保険金の支払対象期間 [*] （1095日）中に手術 [*] を受けられたとき。 ② 保険期間の開始後 ^(*) に発病 [*] した病気 [*] の治療 [*] のために、保険期間中に手術 [*] を受けられた場合 (*）病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の手術 [*] について、次の額をお支払いします。 ① 入院 [*] 中に受けた手術の場合 $\text{疾病入院保険金日額} \times 10$ ② ①以外の手術の場合 $\text{疾病入院保険金日額} \times 5$ (注) 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ① 同一の日に複数回の手術を受けた場合 疾病手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ② 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとしてします。 ③ 医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとしてします。 ④ 医科診療報酬点数表において、一連の治療 [*] 過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して疾病手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	(注) 保険期間の開始時 ^{(*)5} より前に発病 [*] した病気 ^{(*)4} については保険金をお支払いしません。ただし、病気を補償する加入タイプに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院 [*] を開始された日 ^{(*)6} からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (*1) 「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によります。（特定精神障害補償特約（自動的にセットされます。）のセット後の内容となります。） <支払対象外となる精神障害の例> アルコール依存、薬物依存 など (*2) これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (*3) 公的医療保険を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」および「保険外併用療養費」をいいます。 (*4) その病気と医学上因果関係がある病気 [*] を含みます。 (*5) 病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (*6) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとなります。
疾病放射線治療保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット 欄外(☆)参照 	① 疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気 [*] の治療 [*] のために疾病入院保険金の支払対象期間 [*] （1095日）中に放射線治療 [*] を受けられたとき。 ② 保険期間の開始後 ^(*) に発病 [*] した病気 [*] の治療 [*] のために、保険期間中に放射線治療 [*] を受けられた場合 (*）病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の放射線治療 [*] について、次の額をお支払いします。 $\text{疾病入院保険金日額} \times 10$ (注1) 同一の日に複数回の放射線治療を受けた場合は、いずれか1つの放射線治療についてのみ保険金をお支払いします。 (注2) 疾病放射線治療保険金を支払うべき放射線治療を複数回受けた場合は、疾病放射線治療保険金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、保険金をお支払いしません。	(注) 保険期間の開始時 ^{(*)5} より前に発病 [*] した病気 ^{(*)4} については保険金をお支払いしません。ただし、病気を補償する加入タイプに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院 [*] を開始された日 ^{(*)6} からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (*1) 「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によります。（特定精神障害補償特約（自動的にセットされます。）のセット後の内容となります。） <支払対象外となる精神障害の例> アルコール依存、薬物依存 など (*2) これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (*3) 公的医療保険を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」および「保険外併用療養費」をいいます。 (*4) その病気と医学上因果関係がある病気 [*] を含みます。 (*5) 病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (*6) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとなります。
疾病通院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット 欄外(☆)参照 	疾病入院保険金をお支払いする疾病入院が終了し、退院した後、その疾病入院の原因となった病気 [*] の治療 [*] のため、通院 [*] された場合（以下、この状態を「疾病通院」といいます。）	$\text{疾病通院保険金日額} \times \text{疾病通院の日数}$ (注1) 疾病通院の日数には以下の日数を含みません。 ・ 疾病入院の終了した日の翌日から起算して疾病通院保険金の支払対象期間 [*] （180日）が満了した日の翌日以降の疾病通院の日数。なお、疾病入院保険金の支払対象期間（1095日）内に疾病入院が終了していない場合には、疾病入院の終了した日または疾病入院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日から起算して180日を経過した日のいずれか早い日が疾病入院の終了した日となります。 ・ 1回の疾病入院 [*] について疾病通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数 [*] （30日）に到達した日の翌日以降の疾病通院の日数 (注2) 疾病入院保険金をお支払いする期間中に疾病通院された場合は、疾病通院保険金をお支払いしません。 (注3) 疾病通院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気 [*] を発病 [*] した場合は、疾病通院保険金を重ねてはお支払いしません。 (注4) 疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気（これと医学上因果関係がある病気 [*] を含みます。）によって再度疾病入院に該当した場合で、前の疾病入院の終了後、後の疾病入院が開始するまでの期間中に疾病通院されたときは、その日数を疾病通院の日数に含めて疾病通院保険金をお支払いします。	(注) 保険期間の開始時 ^{(*)5} より前に発病 [*] した病気 ^{(*)4} については保険金をお支払いしません。ただし、病気を補償する加入タイプに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院 [*] を開始された日 ^{(*)6} からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (*1) 「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によります。（特定精神障害補償特約（自動的にセットされます。）のセット後の内容となります。） <支払対象外となる精神障害の例> アルコール依存、薬物依存 など (*2) これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (*3) 公的医療保険を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」および「保険外併用療養費」をいいます。 (*4) その病気と医学上因果関係がある病気 [*] を含みます。 (*5) 病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (*6) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとなります。

がんのみ補償「がん」(G01)

疾病保険金

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<p>先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金</p> <p>★先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金補償特約</p> <p>☆特定精神障害補償特約セット</p> 	<p>ケガ*または病気*の治療*のため、保険期間中に日本国内において先進医療^(※1)、拡大治験^(※2)または患者申出療養^(※3)を受けた場合で、被保険者が先進医療、拡大治験または患者申出療養に伴う費用を負担されたとき。</p> <p>【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】</p> <p>先進医療、拡大治験または患者申出療養に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気^(※4)を発病*した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。</p> <p>①ケガの原因となった事故発生の時または病気^(※4)を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>②この保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気^(※4)を発病した時が、そのケガまたは病気によって先進医療、拡大治験または患者申出療養を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。</p> <p>(※1)「先進医療」とは、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。</p> <p>(※2)「拡大治験」とは医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第17項に規定する治験に係る診療のうち、人道的見地から実施される治験^(※5)をいいます。</p> <p>(※3)「患者申出療養」とは厚生労働省告示に基づき定められている患者申出療養をいいます。ただし、その療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院または診療所において行われるものに限ります。</p> <p>(※4)先進医療、拡大治験または患者申出療養の原因となった病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。</p> <p>(※5)「人道的見地から実施される治験」とは医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成9年厚生省令第28号)第2条第25項、医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成17年厚生労働省令第36号)第2条第25項または再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成26年厚生労働省令第89号)第2条第25項に規定する拡大治験をいいます。</p> <p>(注1)医療技術、医療機関および適応症等が先進医療、拡大治験または患者申出療養に該当しない場合、支払対象外となります。なお、先進医療、拡大治験または患者申出療養の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。受療された日現在において、先進医療、拡大治験または患者申出療養に該当しない場合、お支払いの対象外となります。</p> <p>(注2)がんのみ補償特約は適用されず、がん(悪性新生物)*以外の病気も補償対象となります。</p>	<p>被保険者が負担された次の費用を被保険者にお支払いします。</p> <p>ア. 先進医療、拡大治験または患者申出療養に要する費用(基礎的療養部分に対し給付される保険外併用療養費^(※)を除きます。)</p> <p>イ. 先進医療、拡大治験または患者申出療養を受けるための病院等との間の交通費(転院、退院のための交通費を含みます。)</p> <p>ウ. 先進医療、拡大治験または患者申出療養を受けるための宿泊費(1泊につき1万円限度)</p> <p>(※)これに相当する家族療養費を含みます。</p> <p>(注1)加害者等から支払われる損害賠償金などがある場合は、被保険者が負担された費用から差し引きます。</p> <p>(注2)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金額が限度となります。</p> <p>(注3)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<p>【ケガの治療のため、先進医療、拡大治験または患者申出療養を受けた場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ● 自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用している運転中のケガ ● 脳疾患、病気*または心臓喪失によるケガ ● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ ● 引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ● 戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ● 原因がいかかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ● 入浴中の溺水* (ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ● 原因がいかかなるときでも、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎 ● 別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ● 別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ● 乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ <p>など</p> <p>(注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。</p> <p>【病気の治療のため、先進医療、拡大治験または患者申出療養を受けた場合】</p> <p>疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」の(注)を次のとおり読み替えます。</p> <p>(注) 保険期間の開始時^(※5)より前に被ったケガまたは発病*した病気^(※4)については保険金をお支払いしません。ただし、先進医療^(※6)、拡大治験^(※7)または患者申出療養^(※8)に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入された場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気^(※4)を発病した時が、そのケガまたは病気による先進医療、拡大治験または患者申出療養を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。</p> <p>(※4) その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。</p> <p>(※5) 先進医療、拡大治験または患者申出療養に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。</p> <p>(※6) 「先進医療」とは、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。</p> <p>(※7) 「拡大治験」とは医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第17項に規定する治験に係る診療のうち、人道的見地から実施される治験^(※9)をいいます。</p> <p>(※8) 「患者申出療養」とは厚生労働省告示に基づき定められている患者申出療養をいいます。ただし、その療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院または診療所において行われるものに限ります。</p> <p>(※9) 「人道的見地から実施される治験」とは医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成9年厚生省令第28号)第2条第25項、医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成17年厚生労働省令第36号)第2条第25項または再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成26年厚生労働省令第89号)第2条第25項に規定する拡大治験をいいます。</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
がん診断保険金 ★ がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約 	医師*によって、病理組織学的所見(生検)により特約記載のがん(悪性新生物)*に罹患したことが診断され、治療*を開始された場合(保険期間中にがんと診断された場合に限り。) (注1)病理組織学的所見(生検)が得られない場合、他の所見による診断も認められます。 (注2)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 がん診断保険金を補償する加入タイプに継続加入の場合で、被保険者ががん(悪性新生物)*を発病*した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①がん(悪性新生物)*を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、がん(悪性新生物)*を発病した時が、がん診断時の属する日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (*)がん(悪性新生物)と医学上因果関係がある病気*を含みます。	がん診断保険金額の全額 (注1)保険期間中1回に限り。ます。 (注2)被保険者が医師*から傷病名の告知を受けていないことにより保険金を請求できない場合は、法律上の配偶者が被保険者に代わって保険金を請求することができます。なお、被保険者に法律上の配偶者がいない場合には、被保険者と生計を共にする配偶者以外の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。)が被保険者に代わって保険金を請求することができます。	疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」((注)を除きます。)のほか、次の場合は保険金をお支払いしません。 ● がん診断時が、この保険契約の始期日*より前の場合 ● 既に保険金をお支払いしたがんの再発・転移によるがん(既に保険金をお支払いしたがんと同じ部位に再発したがんを含みます。) など (*)この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の始期日をいいます。
疾病退院時一時金 ★ 疾病退院時一時金補償特約 ☆ 特定精神障害補償特約セット 欄外(☆)参照	①「疾病入院」の状態が14日以上継続した後に、生存して退院された場合 ②「疾病入院」の状態が365日を超えた場合	疾病退院時一時金額の全額 (注1)1回の疾病入院*につき1回を限度にお支払いします。 (注2)左記「保険金をお支払いする場合」の②により疾病退院時一時金をお支払いした後、生存して退院された場合でも、左記「保険金をお支払いする場合」の①による疾病退院時一時金を重ねてはお支払いしません。	疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、(注)および(*5)の「病気を補償する加入タイプ」を「この特約をセットしたご契約」と読み替えます。

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
がんのみ補償特約 (G01コース)	特約記載のがん(悪性新生物)*の治療*を目的とした入院*および通院*の期間ならびに手術*および放射線治療*に限り、疾病保険金をお支払いします。この場合、保険金の請求に関する特約が自動的にセットされます。 同様の取扱いとなる保険金 ・ 疾病退院時一時金
保険金の請求に関する特約 (G01コース)	被保険者が医師*から傷病名の告知を受けていないことにより保険金を請求できない場合は、法律上の配偶者が被保険者に代わって保険金を請求することができます。 (注)被保険者に法律上の配偶者がいない場合には、被保険者と生計を共にする配偶者以外の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。)が被保険者に代わって保険金を請求することができます。 本特約が適用される傷病名 ・ がん(悪性新生物)*
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約 (自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

(☆) 疾病保険金(疾病入院保険金、疾病手術保険金、疾病放射線治療保険金、疾病通院保険金)、疾病退院時一時金

【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】

病気*を補償する加入タイプ*に継続加入の場合で、被保険者が疾病入院*の原因となった病気*を発病*した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。

①病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額

②この保険契約のお支払条件で算出した金額

ただし、病気*を発病した時が、その病気*による入院*を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。

(*1) 疾病退院時一時金においては、「この特約をセットしたご契約」と読み替えます。

(*2) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとなります。

(*3) 疾病入院*の原因となった病気*と医学上因果関係がある病気*を含みます。

【疾病入院保険金、疾病手術保険金、疾病放射線治療保険金、疾病通院保険金および疾病退院時一時金についての注意点】

この保険契約が疾病補償継続契約である場合において、被保険者が疾病入院の原因となった疾病を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときの当社が支払うべき疾病入院保険金、疾病手術保険金、疾病放射線治療保険金および疾病通院保険金の額は次のとおりとします。

疾病退院時一時金においては、「疾病補償継続契約」を「疾病退院一時金継続契約」、「疾病入院保険金、疾病手術保険金および放射線治療保険金」を「疾病退院一時金」、「疾病補償初年度契約」を「疾病退院一時金初年度契約」、「他の身体障害補償契約」を「他の疾病退院一時金契約」、「疾病補償保険契約」を「疾病退院一時金特約付契約」と読み替えます。

被保険者が疾病入院の原因となった疾病を発病したとき	疾病入院保険金、疾病手術保険金、疾病放射線治療保険金および疾病通院保険金の額
①疾病補償初年度が他の疾病補償契約である場合において、この保険契約が継続されてきた初めの疾病補償保険契約の保険期間の開始日より前	初めの疾病補償保険契約の保険期間の開始時の支払条件により算出された額と、この保険契約の支払条件により算出された額のうち、いずれか低い額
②この保険契約が継続されてきた初めの疾病補償保険契約の保険期間の開始時以降	疾病入院の原因となった疾病を発病した時の疾病補償保険契約の支払条件により算出された額と、この保険契約の支払条件により算出された額のうち、いずれか低い額

上記の規定にかかわらず、この保険契約が疾病補償継続契約である場合において、被保険者が疾病を発病した時が、その疾病による疾病入院を開始した日から保険契約の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、この保険契約の支払条件により算出された額を支払います。疾病退院時一時金においては、「疾病補償継続契約」を「疾病退院一時金継続契約」と読み替えます。

【団体総合生活補償保険（標準型）】

※印を付した用語については、26～27ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡保険金 ★傷害補償（標準型） 特約 	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 (注)KS・FKコースには交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、交通事故*によるケガに限り保険金をお支払いします。	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 (注1) 傷害死亡保険金受取人（定めなかった場合は被保険者の法定相続人）にお支払いします。 (注2) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金（特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約によりお支払いした特定感染症*に関する後遺障害保険金を含みます。）がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ● 自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ● 脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ ● 引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ● 戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ● 核燃料物質等の放射性・爆発性*によるケガ ● 原因がいかなくとも、顎（けい）部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ● 入浴中の溺水*（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。） ● 原因がいかなくとも、誤嚥（えん）*によって発生した肺炎 ● 別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ● 乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ
傷害後遺障害保険金 ★傷害補償（標準型） 特約 	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合 (注)KS・FKコースには交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、交通事故*によるケガに限り保険金をお支払いします。	$\text{傷害死亡・後遺障害保険金額} \times \text{約款所定の保険金支払割合(4\%～100\%)}$ (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金（特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約によりお支払いした特定感染症*に関する後遺障害保険金を含みます。）がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	<ul style="list-style-type: none"> ● 戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ● 核燃料物質等の放射性・爆発性*によるケガ ● 原因がいかなくとも、顎（けい）部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ● 入浴中の溺水*（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。） ● 原因がいかなくとも、誤嚥（えん）*によって発生した肺炎 ● 別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ● 乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ など (注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
傷害入院保険金 ★傷害補償（標準型） 特約 	保険期間中の事故によるケガ*のため、入院*された場合（以下、この状態を「傷害入院」といいます。） (注)KS・FKコースには交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、交通事故*によるケガに限り保険金をお支払いします。	$\text{傷害入院保険金日額} \times \text{傷害入院の日数}$ (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院*に対しては傷害入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害入院の日数は180日が限度となります。 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	家族型への変更に関する特約または夫婦型への変更に関する特約をセットする場合 上記に追加される事由 <ul style="list-style-type: none"> ● 別記の「補償対象外となる職業」に従事するケガ（交通事故危険のみ補償特約をセットする場合は適用しません。） 上記から除外される事由 <ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者の故意または重大な過失によるケガ
傷害手術保険金 ★傷害補償（標準型） 特約 	保険期間中の事故によるケガ*の治療*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術*を受けられた場合 (注)KS・FKコースには交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、交通事故*によるケガに限り保険金をお支払いします。	①入院*中に受けた手術*の場合 $\text{傷害入院保険金日額} \times 10$ ②①以外の手術の場合 $\text{傷害入院保険金日額} \times 5$ (注)1事故に基づくケガ*について、1回の手術に限りします。また、1事故に基づくケガ*について①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。	交通事故危険のみ補償特約をセットする場合 上記に追加される事由 <ul style="list-style-type: none"> ● 交通乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ ● 職務として交通乗用具への荷物、貨物等の積込み作業、積卸し作業または交通乗用具上での整理作業中のケガ、および交通乗用具の修理、点検、整備または清掃作業中のケガ ● 職務または実習のための船舶搭乗中のケガ ● グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに搭乗中のケガ ● 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を操縦している間またはその航空機に職務として搭乗している間のケガ など
傷害通院保険金 ★傷害補償（標準型） 特約 	保険期間中の事故によるケガ*のため、通院*された場合（以下、この状態を「傷害通院」といいます。） (注1) 通院されない場合で、骨折、脱臼、靭（じん）帯損傷等のケガを被った所定の部位*を固定するために医師*の指示によりギプス等*を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものと同みなします。 (注2) KS・FKコースには交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、交通事故*によるケガに限り保険金をお支払いします。	$\text{傷害通院保険金日額} \times \text{傷害通院の日数}$ (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院*に対しては傷害通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害通院の日数は90日が限度となります。 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3) 傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	上記から除外される事由 <ul style="list-style-type: none"> ● 別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ● 乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ

傷害保険金

病気がん補償プラン

傷害補償プラン

交通事故補償プラン

所得補償プラン

注意事項

重要事項説明

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<p>特定感染症による後遺障害保険金</p> <p>★特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約</p> <p>☆指定感染症追加補償特約セット</p> 	<p>保険期間中に特定感染症*を発病*し、発病の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合</p>	<p>傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合(4%~100%)</p> <p>(注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、特定感染症*による後遺障害保険金をお支払いします。</p> <p>(注2) 被保険者が発病*の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、発病の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、特定感染症*による後遺障害保険金をお支払いします。</p> <p>(注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。</p> <p>(注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金または特定感染症*による後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金および特定感染症*による後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金および特定感染症*による後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による特定感染症*の発病* ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為による特定感染症*の発病 ● 戦争、その他の変乱*、暴動による特定感染症*の発病(テロ行為による特定感染症*の発病は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による特定感染症*の発病 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による特定感染症*の発病 ● 傷害保険金をお支払いすべきケガ*による特定感染症 ● 保険責任開始日からその日を含めて10日以内の特定感染症*の発病 (ただし、この保険契約が特定感染症を補償する継続契約の場合は、保険金の支払対象となります。) <p style="text-align: right;">など</p>
<p>特定感染症による入院保険金</p> <p>★特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約</p> <p>☆指定感染症追加補償特約セット</p> 	<p>保険期間中に特定感染症*を発病*し、その直接の結果として、次のいずれかに該当した場合(以下、この状態を「感染症入院」といいます。)</p> <p>①入院*した場合</p> <p>②感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第18条第2項の規定による就業制限が課された場合</p>	<p>傷害入院保険金日額 × 感染症入院の日数</p> <p>(注1) 特定感染症*を発病した日からその日を含めて180日を経過した後の感染症入院に対しては、特定感染症*による入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする感染症入院の日数は180日が限度となります。</p> <p>(注2) 傷害入院保険金または特定感染症*による入院保険金をお支払いする期間中にさらに特定感染症*による入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する特定感染症*を発病した場合は、特定感染症*による入院保険金を重ねてはお支払いしません。</p> <p>(注3) 特定感染症*による入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。</p>	
<p>特定感染症による通院保険金</p> <p>★特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約</p> <p>☆指定感染症追加補償特約セット</p> 	<p>保険期間中に特定感染症*を発病*し、その特定感染症*のため通院*された場合(以下、この状態を「感染症通院」といいます。)</p>	<p>傷害通院保険金日額 × 感染症通院の日数</p> <p>(注1) 特定感染症*を発病した日からその日を含めて180日を経過した後の感染症通院に対しては、特定感染症*による通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする感染症通院の日数は90日が限度となります。</p> <p>(注2) 傷害入院保険金または特定感染症*による入院保険金をお支払いする期間中に通院*された場合は、特定感染症*による通院保険金をお支払いしません。</p> <p>(注3) 傷害通院保険金または特定感染症*による通院保険金をお支払いする期間中にさらに特定感染症*による通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する特定感染症*を発病した場合は、特定感染症*による通院保険金を重ねてはお支払いしません。</p> <p>(注4) 特定感染症*による通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。</p>	
<p>日常生活賠償保険金</p> <p>★日常生活賠償特約</p> 	<p>①保険期間中の次のア.またはイ.の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合</p> <p>②日本国内において保険期間中の次のア.またはイ.の偶然な事故により、誤って線路へ立入ってしまったこと等が原因で電車等(*1)を運行不能(*2)にさせ、法律上の損害賠償責任を負われた場合</p> <p>ア.本人の居住の用に供される住宅(*3)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故</p> <p style="text-align: right;">(次ページへ続く)</p>	<p>被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 +</p> <p>判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 -</p> <p>被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 -</p> <p>免責金額*(0円)</p> <p>(注1) 1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。</p> <p>(注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。</p> <p>(注3) 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。</p> <p style="text-align: right;">(次ページへ続く)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ● 被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ● 他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ● 被保険者と同居する親族*に対する損害賠償責任 ● 被保険者の使用人(家事使用人を除きます。)が業務遂行中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ● 第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ● 心神喪失に起因する損害賠償責任 ● 被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 <p style="text-align: right;">(次ページへ続く)</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<p>日常生活賠償保険金 ★日常生活賠償特約</p> 	<p>(前ページからの続き) イ. 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 (※1) 電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。 (※2) 正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。 (※3) 敷地内の動産および不動産を含みます。 (注) 被保険者の範囲は、本人、配偶者[*]、同居の親族および別居の未婚[*]の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限り)を被保険者として、「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。</p>	<p>(前ページからの続き) (注4) 日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受します。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注5) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<p>(前ページからの続き) ●自動車等[*]の車両(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱[*]、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など</p>
<p>携行品損害保険金 ★携行品損害補償特約</p> 	<p>保険期間中の偶然な事故(盗難・破損・火災など)により、携行品^(※1)に損害が発生した場合 (※1) 「携行品」とは、被保険者が住宅(敷地を含みます。)外において携行している被保険者所有の身の回り品^(※2)をいいます。ただし、別記の「補償対象外となる主な『携行品』」を除きます。 (※2) 「身の回り品」とは、被保険者が所有する、日常生活において職務の遂行以外の目的で使用する動産(カメラ、衣類、レジャー用品等)をいいます。</p>	<p>損害の額(被害物の修理費または時価額[*]のいずれか低い方が限度となります。) — 免責金額[*](1回の事故につき3,000円) (注1) 損害の額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。)もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。 (注2) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。 (注3) 修理によって被害物の価額が増加したときには、その増加額(被害物が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その被害物の再調達価額[*]の50%に相当する額を限度とします。ただし、被害物が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その被害物の再調達価額の90%に相当する額を限度とします。)、および修理に伴って発生した残存物がある場合は、その価額を差し引いてお支払いします。 (注4) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<p>●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●被保険者と同居する親族[*]の故意による損害 ●自動車等[*]の無資格運転、酒気帯び運転[*]または麻薬等を使用している運転中の事故による損害 ●公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による損害 ●携行品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●携行品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損であって、携行品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電氣的事故・機械的故障等による損害。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。 ●携行品である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の携行品に発生した損害を除きます。 ●携行品の置き忘れまたは紛失による損害 ●戦争、その他の変乱[*]、暴動による損害(テロ行為に関する損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●別記の「補償対象外となる主な『携行品』」の損害 など</p>
<p>ホールインワン・アルバトロス費用保険金 ★ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)</p> 	<p>日本国内のゴルフ場[*]において被保険者が達成した次のホールインワン[*]またはアルバトロス[*]について、達成のお祝いとして実際にかかった費用をお支払いします。 ① 次のアおよびイの両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス ア. 同伴競技者[*] イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ[*]等。具体的には次の方をいいます。) 同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ゴルフ場内の売店運営業者、ファン・オン・イベント業者、先行・後続のパーティのプレイヤー、公式競技参加者、公式競技の競技委員、ゴルフ場に入出入りする造園業者・工事業者 など (注) 原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。セルフプレーでキャディを同伴していない場合は、同伴キャディの目撃証明に替えて前記イの目撃証明がある場合に限り保険金をお支払いします。 (次ページへ続く)</p>	<p>次の費用のうち実際に支出した額 ア. 贈呈用記念品購入費用^(※1) イ. 祝賀会に要する費用 ウ. ゴルフ場[*]に対する記念植樹費用 エ. 同伴キャディ[*]に対する祝儀 オ. その他慣習として負担することが適当な社会貢献、自然保護^(※2)またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用、ゴルフ場の使用人に対する謝礼費用、記念植樹を認めないゴルフ場においてホールインワン[*]またはアルバトロス[*]を記念して作成するミニメント等の費用(ただし、保険金額の10%が限度となります。) (※1) 贈呈用記念品には、貨幣、紙幣、有価証券、商品券等の物品切手、プリペイドカードは含まれません。ただし、被保険者が達成を記念して特に作成したプリペイドカードは贈呈用記念品に含まれます。 (※2) 自然保護には、公益社団法人ゴルフ緑化促進会への寄付をご希望される場合などを含みます。 (注1) 保険金のお支払額は、1回のホールインワンまたはアルバトロスごとにホールインワン・アルバトロス費用保険金額が限度となります。 (次ページへ続く)</p>	<p>●日本国外で達成したホールインワン[*]またはアルバトロス[*] ●ゴルフ場[*]の経営者が、その経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ●ゴルフ場の使用人^(*)が実際に働いているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス など (※) 「ゴルフ場の使用人」には、臨時雇いを含まれます。</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
ホールインワン・アルバトロス費用保険金 ★ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)	(前ページからの続き) ②達成証明資料 ^(※1) によりその達成を客観的に証明できるホールインワンまたはアルバトロス なお、対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、 ●アマチュアゴルファーが、ゴルフ場で、パー35以上の9ホールを正規にラウンドし、 ●1名以上の同伴競技者と共に(公式競技の場合は同伴競技者は不要です。)プレー中のホールインワンまたはアルバトロスで、 ●その達成および目撃証明を引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書 ^(※2) により証明できるものに限ります。 (※1)「達成証明資料」とは、ビデオ映像等によりホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できる記録媒体に記録された映像等資料をいいます。 (※2)「引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書」には次のすべての方の署名または記名・押印が必要です。 (a) 同伴競技者 (b) 同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者(達成証明資料がある場合は不要です) (c) ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者 (注)この特約は、ゴルフの競技または指導を職業としている方が被保険者となる場合にはセットすることができません。	(前ページからの続き) (注2)ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数(引受保険会社、他の保険会社を問いません。)ご加入の場合、ホールインワン・アルバトロス費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額が限度となります。 (注3)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。 (注4)保険金のご請求には、引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書および各種費用の支払いを証明する領収書等の提出が必要となります。	

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
家族型への変更に関する特約(SA、FK、KE1コース)	被保険者の範囲を、「契約概要のご説明」の「被保険者の範囲」に記載のとおり変更します。
夫婦型への変更に関する特約(SB、KE2コース)	被保険者の範囲を、「契約概要のご説明」の「被保険者の範囲」に記載のとおり変更します。

補償対象外となる運動等／補償対象外となる職業／補償対象外となる主な「携行品」

補償対象外となる運動等

山岳登山^(※1)、リュージュ、ポプスレー、スケルトン、航空機^(※2)操縦^(※3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^(※4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗
その他これらに類する危険な運動

(※1)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)をいいます。

(※2)グライダーおよび飛行船は含みません。

(※3)職務として操縦する場合は含みません。

(※4)モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

補償対象外となる職業

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士
その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

補償対象外となる主な「携行品」

船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機・自動車・原動機付自転車・雪上オートバイ・ゴーカートおよびこれらの付属品、自転車・ハンググライダー・パラグライダー・サーフボード・ウインドサーフィン・ラジコン模型およびこれらの付属品、携帯電話・PHS・ポケットベル等の携帯型通信機器・ノート型パソコン・その他の携帯型パソコン・ワープロ・タブレット端末・ウェアラブル端末等の携帯型電子事務機器およびこれらの付属品、義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器、動物、植物、株券、有価証券(乗車券等、定期券、通貨および小切手は補償の対象となります。)、印紙、切手、預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネー、稿本(本などの原稿)・設計書・図案・証書(運転免許証およびパスポートを含みます。)、帳簿・ひな形・鋳型・木型・紙型・模型・勲章・き章・免許状その他これらに類する物(印章は補償の対象となります。)、テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データなど

保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額・保険金をお支払いしない主な場合(必ずお読みください。)

【所得補償保険】

※印を付した用語については、26～27ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
所得補償保険金 ☆骨髄採取手術に伴う入院補償特約セット ☆保険期間開始前の発病の取扱いの変更に関する特約セット	保険期間中に、ケガ*、病気*または骨髄採取手術*により就業不能*となり、その状態が免責期間*(7日)を超えて継続した場合	$\text{保険金額} \times \frac{\text{就業不能期間}^*}{\text{月の月数}^*} + \text{保険金額}$ $\times \frac{\text{就業不能期間のうち1か月に満たない期間の日数}}{30}$ <p>(※)1か月単位とし、1か月に満たない期間は切り捨てます。 (次ページへ続く)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ*や病気* ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガや病気 ● 麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナーなどの使用によるケガや病気 ● 自動車等*の無資格運転または酒気帯び運転*中のケガ ● 妊娠、出産、早産または流産によるケガや病気 ● 戦争、その他の変乱*、暴動によるケガや病気(テロ行為によるケガや病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) <p>(次ページへ続く)</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
所得補償保険金 ☆骨髄採取手術に伴う入院補償特約セット ☆保険期間開始前の発病の取扱いの変更に関する特約セット 		(前ページからの続き) (注1)保険金額が被保険者の平均月間所得額*を超えている場合には、平均月間所得額を保険金額として保険金のお支払額を計算します。 (注2)原因または発生した時が異なる複数のケガ*または病気*により就業不能期間が重複した場合は、その重複する期間に対して保険金を重ねてはお支払いしません。 (注3)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	(前ページからの続き) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガや病気 ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●健康状況告知のご回答等により補償対象外とする病気*(*)やケガ(加入者証等に記載されます。)などによる就業不能* ●精神障害*(*)を被り、これを原因として発生した就業不能 ●妊娠または出産による就業不能 ●骨髄採取手術*による就業不能となった時が、骨髄採取手術に伴う入院補償特約をセットした最初のご加入日からその日を含めて1年を経過した日の翌日の午前0時より前である場合 (注)ご加入をお引受した場合でも、保険期間の開始時*(*)より前に発病*した病気*(*)または発生した事故によるケガについては保険金をお支払いしません。ただし、就業不能を補償するご契約に継続加入された場合で、病気を発病した時またはケガの原因となった事故発生の時が、就業不能となった日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いします。 (*1)その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。 (*2)「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によります。 <お支払対象外となる精神障害の例> 認知症、アルコール依存、薬物依存、統合失調症、人格障害、気分障害、知的障害 など (*3)就業不能を補償するご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。

(☆)【再度就業不能*となった場合の取扱い】

免責期間*を超える就業不能の終了後、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過する日までに、その就業不能の原因となったケガ*または病気*によって再度就業不能になった場合には、前の就業不能と後の就業不能を合わせて「同一の就業不能」として取り扱います。

【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】

就業不能*を補償するご契約に継続加入の場合で、ケガ*の原因となった事故発生の時または病気*(*)を発病*した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。

①ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額

②この保険契約のお支払条件で算出した金額

ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が就業不能となられた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。

(*)就業不能の原因となった病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
無事故戻しに関する規定の不適用特約(自動セット)	保険期間が満了した場合で、保険期間中に保険金をお支払いする就業不能*が発生しなかったときでも、無事故戻し保険料をお支払いしません。

※印の用語のご説明(五十音順に掲載しています)

- 「アルバトロス」とは、ホールインワン*以外で、各ホールの基準打数よりも3つ少ない打数でカップインすることをいいます。
- 「医学上因果関係がある病気」とは、医学上重要な関係にある一連の病気*をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。
- 「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- 「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。
- 「1回の疾病入院」とは、疾病入院の退院日の翌日*(*)からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気*(*) (これと医学上因果関係がある病気*を含みます。) によって再度疾病入院に該当した場合には、前の疾病入院と後の疾病入院を合わせて「1回の疾病入院」として取り扱います。
(*)疾病退院時一時金においては、「退院日の翌日」を「退院日」と読み替えます。
- 「がん(悪性新生物)」には、上皮内新生物を含みます。
- 「ギプス等」とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの(硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸(けい)椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。)をいいます。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行*(*)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。

試運転に訓練を含む特約 (ただし、自動車等*の運転資格を取得するための訓練は含みません。) ・交通事故危険のみ補償特約

- 「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状*(*)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。
 ①細菌性食中毒
 ②ウイルス性食中毒
 (*)継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
- 「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。
 - ・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)または脊柱
 - ・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。)。ただし、長管骨を含めギプス等*の固定具を装着した場合に限ります。
 - ・肋骨・胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限ります。
- 「後遺障害」とは、治療*の効果で医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの*を除きます。

(*)いずれもそのための練習を含みます。

- 「交通事故」とは、次の事故をいいます。
 - ①運行中の交通乗用具*との衝突、接触等^(*)
 - ②運行中の交通乗用具の衝突、接触、火災、爆発等^(*)
 - ③運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置またはその装置のある室内に搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故（異常かつ危険な方法で搭乗している場合は含みません。）
 - ④乗客として交通乗用具の改札口に入ってから改札口を出るまでの間の急激かつ偶然な外来の事故
 - ⑤道路通行中の、工作用自動車との衝突、接触等または工作用自動車の衝突、接触、火災、爆発等の事故^(*)（ただし、作業機械としてのみ使用されている工作用自動車に限りません。）
 - ⑥交通乗用具の火災
 - （*）立入禁止の工事現場内、建設現場内、レーシング場のサーキット内、鉄道敷地内等で、かつ、一般には開放されていない状況にある場所で発生した事故は除きます。
- 「交通乗用具」とは、電車、自動車（スノーモービルを含みます。）、原動機付自転車、自転車、航空機、ヨット、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、エレベーター等、特約に定められたものをいいます。
- 「誤嚥（えん）」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることを行います。
- 「骨髄採取手術」とは、組織の機能に障害がある方に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を含みません。
- 「ゴルフ場」とは、ホールインワン・アルバトロス費用補償特約（団体総合生活補償保険用）においては、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための有料の施設で、9ホール以上を有するものをいいます。
- 「再調達価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入したときの金額より低い金額となる場合があります。
- 「時価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象の価格であって、再調達価額*から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「支払限度日数」とは、支払対象期間*内において、支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数とします。

適用される保険金の名称	・ 疾病入院保険金	・ 疾病通院保険金
-------------	-----------	-----------
- 「支払対象期間」とは、支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、入院*が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。

適用される保険金の名称	・ 疾病入院保険金	・ 疾病通院保険金
-------------	-----------	-----------
- 「就業不能」とは、被保険者がケガ*または病気*を被り、入院*していることまたは治療*を受けている（就業不能の原因が骨髄採取手術*の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院している）ことにより、加入者証等記載の業務に全く従事できない状態をいいます。なお、ケガまたは病気によって死亡された後、あるいはケガまたは病気が治癒した後は就業不能に含みません。
- 「就業不能期間」とは、てん補期間*内における被保険者の就業不能*の日数（就業不能の原因が骨髄採取手術*の場合は、就業不能の日数に4日を加えた日数）をいいます。
- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等*を運転することをいいます。
- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
 - ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為^(*)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
 - ②先進医療*に該当する診療行為^(*)
 - （*1）①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
 - （*2）②の診療行為は、治療*を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限りません。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
- 「乗用具」とは、自動車等*、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者*および3親等内の姻族をいいます。
- 「先進医療」とは、手術*または放射線治療*を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限りません。）をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「治療」とは、医師*が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療*を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- 「てん補期間」とは、引受保険会社が保険金を支払う限度日数で、免責期間*終了日の翌日から起算する一定の期間（加入者証等記載の期間をいいます。）をいいます。この期間内で就業不能*である期間が保険金支払いの対象となります。
- 「同伴キャディ」とは、被保険者がホールインワン*またはアルバトロス*を達成したゴルフ場*に所属し、被保険者のゴルフ競技の補助者としてホールインワンまたはアルバトロスを達成した時に使用していたキャディをいいます。
- 「同伴競技者」とは、被保険者がホールインワン*またはアルバトロス*を達成した時に、被保険者と同一組で競技していた方をいいます。
- 「特定感染症」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症および指定感染症^(*)をいいます。
 - （*）新型コロナウイルス感染症等、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症、または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限りません。
- 「入院」とは、自宅等での治療*が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師*の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
- 「発病」とは、医師*が診断^(*)した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断したことによりはじめて発見されることをいいます。
 - （*）人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
- 「病氣」とは、被保険者が被ったケガ*以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病氣によって被ったケガについては、病氣として取り扱います。
- 「平均月間所得額」とは、被保険者が就業不能*となる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により調整を行います。
- 「放射線治療」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
 - ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為
 - ②先進医療*に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為
 （注）①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
- 「ホールインワン」とは、各ホールの第1打が直接カップインすることをいいます。
- 「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- 「免責期間（所得補償保険）」とは、就業不能*開始から起算して、継続して就業不能である一定の期間（加入者証等記載の日数）をいいます。この期間は保険金支払いの対象となりません。ただし、骨髄採取手術*による就業不能の場合には免責期間を適用しません。
- 「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
- 「目撃」とは、被保険者が打ったボールがホールにカップインしたことを、その場で確認することをいいます。例えば、達成後に被保険者から呼ばれてカップインしたボールを確認した場合は「目撃」に該当しません。

重要事項のご説明

契約概要のご説明

＜団体総合生活補償保険 (MS&AD型)・団体総合生活補償保険 (標準型)・所得補償保険＞

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1.商品の仕組みおよび引受条件等

(1)商品の仕組み

＜団体総合生活補償保険(標準型)＞被保険者の範囲 (○:被保険者の対象 ー:被保険者の対象外)

加入コース	保険金の種類	傷害等(右記以外)	携行品損害	日常生活賠償	ホールインワン・アルバトロス費用	交通事故危険のみ補償
個人コース (本人型)	本人 ^{(*)2}	○	○	○	○	○
	配偶者	ー	ー		ー	ー
	親族	ー	ー		ー	ー
家族コース ^{(*)1} (家族型)	本人 ^{(*)2}	○	○	○	○	○
	配偶者	○	○		ー	○
	親族 ^{(*)3}	○	○		ー	○
夫婦コース ^{(*)1} (夫婦型)	本人 ^{(*)2}	○	○	○	○	/
	配偶者	○	○		ー	
	親族	ー	ー		ー	

＜団体総合生活補償保険 (MS&AD型)＞

この保険は、被保険者(補償の対象者)が病気になられた場合(疾病補償特約等をセットした場合)等に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

加入タイプ	被保険者の範囲 (○:被保険者の対象 ー:被保険者の対象外)		
	本人 ^(*)	配偶者	その他親族
本人型	○	ー	ー

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
疾病補償特約	本人 ^(*) のうち、次のすべてに該当する方
がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	・保険期間の開始時点で満1才以上満69才以下の方(継続加入に限り、満79才以下の方)
疾病退院時一時金補償特約	・健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方
先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金補償特約	

(*)加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。

＜団体総合生活補償保険(標準型)＞

この保険は、被保険者(補償の対象者)が事故によりケガをされた場合等に保険金をお支払いします。被保険者の範囲や、保険金が支払われる事故の種類によって契約プランをお選びいただくことができます。特約をセットすることで、携行品損害、賠償責任など日常でのさまざまな事故を補償することも可能です。

●被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は上表のとおりです。

保険金が支払われる事故の種類によって次の特約をセットします。	保険金が支払われる事故 (○:補償対象 ×:補償対象外)	
	右記以外	交通事故
特約セットなし	○	○
セット特約 交通事故危険のみ補償特約	×	○

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
日常生活賠償特約	(a)本人 ^{(*)2} (b)本人 ^{(*)2} の配偶者 (c)同居の親族(本人 ^{(*)2} またはその配偶者と同居の、本人 ^{(*)2} またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族) (d)別居の未婚の子(本人 ^{(*)2} またはその配偶者と別居の、本人 ^{(*)2} またはその配偶者の未婚の子) (e)(a)から(d)までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方 ^{(*)4} 。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)	本人 ^{(*)2}

(*)1 家族型には「家族型への変更に関する特約」が、夫婦型には「夫婦型への変更に関する特約」がセットされます。

(*)2 加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。

(*)3 家族型の場合は次のいずれかの方をいいます。

- ・本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族
- ・本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子

(*)4 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。

(注)同居・別居の別および統柄は保険金支払事由発生の際のものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

＜所得補償保険＞

この保険は、被保険者(補償の対象者)がケガまたは病気により就業不能となられた場合に被保険者が被った損害に対して保険金をお支払いします。

なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

被保険者としてご加入いただける方	現在働いて収入を得ている方で、保険期間開始時点で満15才以上満64才以下の方かつ健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方に限ります。
被保険者の範囲	加入申込票の被保険者欄記載の方

(2)補償内容＜共通＞

保険金をお支払いする場合は19～27ページのとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

①保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額

19～27ページをご参照ください。

②保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

19～27ページをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3)セットできる主な特約およびその概要＜共通＞

19～27ページをご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4)保険期間＜共通＞

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5)引受条件

＜団体総合生活補償保険 (MS&AD型)＞

ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、11～12ページの保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。

- ・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受できない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。

<団体総合生活補償保険(標準型)>

ご契約の引受範囲および引受範囲外の職業・職務につきましては、「注意喚起情報のご説明」の「2.(2)通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)」<ご契約の引受範囲><ご契約の引受範囲外>をご参照ください。

また、お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、13~15ページの保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。

- ・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受できない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。

<所得補償保険>

所得補償保険金額は、被保険者(補償の対象者)が加入されている公的医療保険制度の給付内容をご勘案いただいたうえで、平均月間所得額の範囲内で適正となるよう、ご加入時に設定いただけます(就業不能にかかわらず得られる役員報酬、年金、利子、配当、不動産賃貸料などは平均月間所得額に含めることはできません。)。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、16ページの保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。

また、所得補償保険金額が平均月間所得額を超えている場合には、その超えた部分については保険金をお支払いできません。

2.保険料<共通>

保険料は保険金額・保険期間・被保険者(補償の対象者)の方の年齢・お仕事の内容(「交通事故危険のみ補償特約」をセットしたご契約の場合を除きます。)、免責期間・てん補期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3.保険料の払込方法について<共通>

3ページをご参照ください。分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっています。

4.満期返れい金・契約者配当金<共通>

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5.解約返れい金の有無<共通>

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち末経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7.解約と解約返れい金」をご参照ください。

6.無事故戻し返れい金<所得補償保険>

無事故戻しは行いません(無事故戻しに関する規定の不適用特約が自動セットされます。)

注意喚起情報のご説明

<団体総合生活補償保険(MS&AD型)・団体総合生活補償保険(標準型)・所得補償保険>

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1.クーリングオフ説明書(ご契約申込みの撤回等)<共通>

この保険は日本貨物鉄道株式会社が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2.告知義務・通知義務等

(1)告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

■被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

■告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

<団体総合生活補償保険(MS&AD型)>のご加入では次の事項について十分ご注意ください。

①他の保険契約等^(*)に関する情報

(*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

②被保険者の「生年月日」「年齢」(病気を補償する契約に限ります。)

③被保険者の健康状況告知(病気を補償する契約に限ります。)

(注)告知事項の回答にあたっては、「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。

<団体総合生活補償保険(標準型)>のご加入では次の事項について十分ご注意ください。

①被保険者^(*)の「職業・職務」(「交通事故危険のみ補償特約」をセットした場合を除きます。)

(*)家族型または夫婦型の場合、「被保険者ご本人」と読み替えます。

②他の保険契約等^(*)に関する情報

(*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

<所得補償保険>のご加入では次の事項について十分ご注意ください。

①被保険者の「職業・職務」

②他の保険契約等^(*)に関する情報

(*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

③被保険者の「生年月日」「年齢」

④被保険者の健康状況告知

【健康状況告知について】(所得補償保険)

・被保険者(補償の対象者)の健康状況に関する質問事項(健康状況告知書質問事項)に正確にご回答ください。この質問事項に対するご回答は、口頭ではなく、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」に、必ず被保険者本人ご自身でご記入のうえ、「健康状況告知書質問事項回答欄」にご署名ください。

・健康状況告知の内容によってはご加入をお引受できない場合、または特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしないことを条件にお引受する場合がありますのであらかじめご了承ください。

・ご加入をお引受した場合でも、ご加入時^(*)より前に発病した病気^(**)(発病日は医師の診断^(***)によります。)または発生した事故によるケガについては保険金をお支払いしません。このお取扱い^(***)は、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。なお、継続加入である場合、病気を発病した時またはケガの原因となった事故発生時の就業不能となられた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

(*)新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。

(**)就業不能の原因となった病気と医学上因果関係がある病気を含みます。

(***)人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

(***)特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご契約した場合の特定の疾病・症状群に該当しないものについても例外ではありません。

(2)通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)

■ご加入後、被保険者に次の事実が発生した場合は、遅滞なくご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

【通知事項】

<団体総合生活補償保険(標準型)>

(「交通事故危険のみ補償特約」をセットした場合を除きます。)

- ① 職業・職務を変更した場合
② 新たに職業に就いた場合
③ 職業をやめた場合

また、上記①または②のいずれかにおいて、下記のご契約の引受範囲外>に該当した場合は、ご契約を解約していただくか、引受保険会社からご契約を解除します。

【ご契約の引受範囲】

下記以外の職業

【ご契約の引受範囲外】

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士

その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

<所得補償保険>

- ・加入者証記載の職業・職務を変更した場合

(3) その他の注意事項

■同種の危険を補償する他の保険契約等(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求履歴にその内容を必ず記入してください。

(*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等を行い、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

<団体総合生活補償保険(MS&AD型)>

■保険金受取人について

Table with 2 columns: 保険金受取人, 普通保険約款・特約に定めております。

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約(*)の解約を求めることができません。この場合、保険契約者はこの保険契約(*)を解約しなければなりません。

- ①この保険契約(*)の被保険者となることについて、同意していなかったとき
②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があったとき
・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として病気を発生させ、または発生させようとしたこと。
・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当するとき
④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
⑤②~④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約(*)の存続を困難とする重大な事由を発生させたとき
⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき
また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができません。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。
(*)保険契約
その被保険者に係る部分に限ります。

<団体総合生活補償保険(標準型)>

■保険金受取人について

Table with 2 columns: 保険金受取人, 傷害死亡保険金 (傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。), 上記以外 (普通保険約款・特約に定めております。)

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約(*)の解約を求めることができません。この場合、保険契約者はこの保険契約(*)を解約しなければなりません。

- ①この保険契約(*)の被保険者となることについて、同意していなかった場合
②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があった場合
・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を発生させ、または発生させようとしたこと。
・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合
④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大とな

- り、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
⑤②~④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約(*)の存続を困難とする重大な事由を発生させた場合
⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができません。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。
(注)家族型または夫婦型においては、被保険者ご本人から解約請求があった場合、または被保険者ご本人による引受保険会社への解約請求があった場合には、保険契約者は次のa.またはb.いずれかのことを行わなければならない。ただし、この保険契約において、その被保険者ご本人が傷害後遺障害保険金の支払いを受けていた場合にはb.によるものとします。
a.家族のうち新たに本人となる方の同意を得て、本人をその方に変更すること。
b.この保険契約(*)を解約すること。

(*)保険契約
その被保険者に係る部分に限ります。

■複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご加入ください。

(注)複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

【補償が重複する可能性のある主な特約】

Table with 3 columns: 今回ご加入いただく補償, 補償の重複が発生する他の保険契約の例, ① 団体総合生活補償保険(標準型) 日常生活賠償特約, 自動車保険 日常生活賠償特約, ② 団体総合生活補償保険(標準型) ホールインワン・アルバトロス 費用補償特約 (団体総合生活補償保険用), ゴルフアワー保険 ホールインワン・アルバトロス 費用補償特約

<所得補償保険>

■保険金の受取人は、普通保険約款・特約に定めております。

■ご加入後、直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、代理店・扱者または引受保険会社へご連絡ください。将来に向かって、保険金額を、通知する直前の12か月における被保険者の所得の平均月間額まで減額することができます。

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、保険契約者との別段の合意があるときを除き、被保険者は保険契約者にこの保険契約(*)の解約を求めることができません。この場合、保険契約者はこの保険契約(*)を解約しなければなりません。

(*)保険契約
その被保険者に係る部分に限ります。

■複数のご契約があるお客さまへ

補償内容が同様の保険契約(所得補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、加入の可否を判断のうえ、ご加入ください。

(注)1契約のみご加入した場合、ご加入を解約したときや、状況の変化により被保険者が補償の対象外となったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

【補償が重複する可能性のある主なご契約】

Table with 3 columns: 今回ご加入いただく補償, 補償の重複が発生する他の保険契約の例, 所得補償保険, 他の所得補償保険

3.補償の開始時期<共通>

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、3ページ記載の方法により払込みください。3ページ記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4.保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1)保険金をお支払いしない主な場合

19~27ページをご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2)重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

<団体総合生活補償保険(MS&AD型)>

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として病気を発生させ、または発生させ

10.「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

<団体総合生活補償保険 (MS&AD型)>

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となるときがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

(1) 現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項

① 多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。

② 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。

(2) 新たな保険契約 (団体総合生活補償保険 (MS&AD型)) をお申込みされる場合のご注意事項

① 新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受できない場合や、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受する場合があります。

② 新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始日より前に発生している病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。

③ 新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年齢により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。

④ 新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なることがあります。

<所得補償保険>

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となるときがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

(1) 現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項

① 多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。

② 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。

(2) 新たな保険契約 (所得補償保険) をお申込みされる場合のご注意事項

① 新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受できない場合や、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受する場合があります。

② 新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始日より前に発生している病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。

③ 新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年齢により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。

④ 新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なることがあります。

この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】最終ページをご参照ください。

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277 (無料)

【電話受付時間】平日9:00~19:00 土日・祝日9:00~17:00

(年末年始は休業させていただきます。)

万一、事故が起こった場合、ケガをされたり、病気になられた場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189 (無料)

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)】**0570-022-808**

・受付時間[平日 9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]

・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。

・おかけ間違いにご注意ください。

・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

ようとしたこと。

② 被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。

④ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態もたらされるおそれがあること。

⑤ 上記のほか、①~④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

<団体総合生活補償保険(標準型)>

① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を発生させ、または発生させようとしたこと。

② 被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。

④ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態もたらされるおそれがあること。

⑤ 上記のほか、①~④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

<所得補償保険>

① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等を発生させ、または発生させようとしたこと。

② 被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。

④ 上記のほか、①~③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

<団体総合生活補償保険 (MS&AD型)・団体総合生活補償保険 (標準型)>

(1) 保険料は、3ページ記載の方法により払込みください。3ページ記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

(2) 分割払の場合で、保険金をお支払いする状況が発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効(または終了)したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。

<所得補償保険>

保険料は、3ページ記載の方法により払込みください。3ページ記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

6. 失効について

<団体総合生活補償保険 (MS&AD型)>

ご加入後に、被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、未経過期間分の保険料を返還します。

<団体総合生活補償保険(標準型)>

ご加入後に、被保険者(家族型、夫婦型においては被保険者全員)が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

<所得補償保険>

ご加入後に、被保険者が死亡した場合、または、被保険者がこの保険契約に基づき保険金が支払われる就業不能の原因となったケガや病気以外の原因によって、所得を得ることができなくなる業務にも従事しなくなった場合もしくは従事できなくなった場合には、この保険契約は失効となります。この場合、未経過期間分の保険料を返還します。

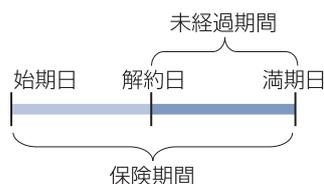
7. 解約と解約返れい金<共通>

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

・脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。

ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

・始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。



8. 保険会社破綻時等の取扱い<共通>

17ページをご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて<共通>

18ページをご参照ください。

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませよう願ひ申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。

万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。

「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

- | | |
|----------------------------------|---------------|
| ● 保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。) | ● 保険金額(ご契約金額) |
| ● 保険期間(保険のご契約期間) | ● 保険料・保険料払込方法 |

2. 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。内容をよくご確認ください、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。**記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。**

① 皆さまがご確認ください。

- 加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？
「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。
*ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取り扱うことがあります。
または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
- 加入申込票の「職業・職務」欄(「職種級別」欄を含みます。)は正しくご記入いただいていますか？
または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
- 加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？

② 以下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください。

- ◆**「複数の方を保険の対象にするタイプをお申込みの場合のみ」**ご確認ください。
被保険者(補償の対象となる方)の範囲はご希望通りとなっていますか？
- ◆**「所得補償保険をお申込みの場合のみ」**ご確認ください。
保険金額(ご契約金額)は、平均月間所得額(ボーナスを含みます。)の50%以下となるような口数でお申込みされていますか？
- ◆**「健康状況告知をしていただく契約のタイプをお申込みの場合のみ」**ご確認ください。
被保険者(補償の対象となる方)の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご記入いただいていますか？

3. 次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。

- この保険制度に新規加入される場合
- 既にご加入の内容を変更してご継続される場合(被保険者の変更、補償内容の変更、職業・職務・職種級別の変更 など)
- 既にご加入されているがご継続されない場合

団体総合生活補償保険(MS&AD型)・所得補償保険 健康状況告知書ご記入のご案内(必ずお読みください)

以下の注意点を読んで、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

○継続加入の場合で、保険責任を加重(*)することなく継続いただく場合には、あらかじめ健康状況を告知いただく必要はありません。

[団体総合生活補償保険(MS&AD型)]

(*) 保険金額の増額等、疾病にかかわる補償を拡大することをいいます。

[所得補償保険]

(*) 保険金額の増額等、補償を拡大することをいいます。

1. 健康状況告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者(補償の対象者)ご自身が、ありのままを正確に漏れなくお答えください。

(注)告知時における年令が満15才未満の場合には、親権者のうちいずれかの方がお答えください。(団体総合生活補償保険(MS&AD型)の場合のみ)

2. 正しく告知されなかった場合の取扱い

「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

3. 書面によるご回答のお願い

- 代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。
- 代理店・扱者への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ず加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご記入にてご回答いただきますようお願いいたします。

4. 「健康状況告知書質問事項」に該当される場合

「健康状況告知書質問事項」に該当された場合、ご加入のお引受について次の取扱いとさせていただきます。

[団体総合生活補償保険(MS&AD型)]

特約の名称	取扱い
疾病補償特約	次のいずれかとなります。
がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	①特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受します。この場合でも、特定の疾病・症状群に該当しないものは、「6. 保険期間の開始前の発病等の取扱い」が適用されます。
疾病退院時一時金補償特約	②ご加入はお引受できません。
先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金補償特約	

【所得補償保険】

- ①特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受します。
- ②ご加入はお引受できません。

5. 現在の契約を解約・減額し、新たなご加入を検討されているお客さまへ

※詳しくは重要事項のご説明(注意喚起情報)をご覧ください。

現在の契約を解約・減額し、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にお答えいただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入できなかつたり、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受することがあります。また、正しく告知をされなかつた場合にはご加入内容が解除または取消しとなる場合があります。

6. 保険期間の開始前の発病等の取扱い

【団体総合生活補償保険(MS&AD型)】

特約の名称	取扱い
疾病補償特約	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時 ^(※1) より前に発病した病気 ^(※2) については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。
疾病退院時一時金補償特約	なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、疾病入院を開始された日 ^(※3) からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金補償特約	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時 ^(※1) より前に被ったケガまたは発病した病気 ^(※2) については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。
がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	なお、継続加入である場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、先進医療・拡大治験・患者申出療養を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時 ^(※1) より前に発病したがん(悪性新生物) ^{(※4)(※5)} については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。
	なお、継続加入である場合で、がんを発病した時が、医師によってがんと診断された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

- (※1)同一の保険金を補償する加入タイプを継続加入される場合は、継続加入してきた最初のその保険金を補償する加入タイプのご加入時をいいます。
- (※2)その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。
- (※3)疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したもののみをみなします。
- (※4)転移したがんを含みます。転移したがんとは、原発巣(最初にがんが発生した場所をいいます。)が同じであると診断されたがんをいい、そのがんと同じ部位に再発したがんを含みます。
- (※5)そのがんと医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。

【所得補償保険】

ご加入をお引受した場合でも、ご加入時^(※1)より前に発病した病気^(※2)(発病日は医師の診断^(※3)によります。)または発生した事故によるケガについては保険金をお支払いしません。このお取扱いは^(※4)は、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。

なお、継続加入である場合で、病気を発病した時またはケガの原因となった事故発生の時が就業不能となられた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

- (※1)新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。
- (※2)就業不能の原因となった病気と医学上因果関係がある病気を含みます。
- (※3)人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
- (※4)特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入した場合の特定の疾病・症状群に該当しないものについても例外ではありません。

7. その他ご留意いただく点

- ・ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただく場合があります。
- ・「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続きをご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのまま継続いただけない場合があります。

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

【団体総合生活補償保険(MS&AD型)】

特約の名称	取扱い
疾病補償特約	継続時に、あらためて健康状況の告知を行うことにより、新たな告知内容に応じた条件で継続加入いただくことができます。
先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金補償特約	【ご注意】 ◎現在の健康状況等によっては、継続加入できなかつたり、保険金をお支払いしない疾病・症状群が追加・変更されたりすることがあります。
がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	◎特約によっては、新たな告知内容に応じた条件で継続いただいた場合でも、保険金のお支払額は、発病等時点の保険契約の条件で算出した金額となる場合があります。
疾病退院時一時金補償特約	◎保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。

【所得補償保険】

継続時に、あらためて健康状況の告知を行うことにより、新たな告知内容に応じた条件で継続加入いただくことができます。

【ご注意】

- ◎現在の健康状況等によっては、継続加入できなかつたり、保険金をお支払いしない疾病・症状群が追加・変更されたりすることがあります。
- ◎新たな告知内容に応じた条件で継続いただいた場合でも、保険金のお支払額は、発病時点の保険契約の条件で算出した金額となる場合があります。
- ◎保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。

病気がん補償プラン

傷害補償プラン

交通事故補償プラン

所得補償プラン

注意事項

重要事項説明

保険契約者

日本貨物鉄道株式会社

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-33-8 サウスゲート新宿

お問い合わせ先

2021年4月1日より、日本貨物鉄道株式会社の損害保険代理店事業は、グループ会社である「ジェイアールエフ商事株式会社」へ移管させていただいております。
ゴールデンプランに関するお問い合わせも、以下のように変更となっております。

代理店・扱者

ジェイアールエフ商事株式会社 保険事業部

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-33-8 サウスゲート新宿3階

JR 058-3685 NTT 03-5367-7428

幹事引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社 担当課 ▶ 企業営業第五部 第二課

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

TEL 03-3259-4010 FAX 03-3259-7306 (受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで) (年末年始は休業させていただきます。)

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人 日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html)
[ナビダイヤル]0570-022-808<全国共通・通話料有料> IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
(受付時間: 平日の午前9時15分から午後5時まで / 土日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

事故が起こった場合は、30日以内に引受保険会社または代理店・扱者までご連絡ください。

三井住友海上

ご相談・苦情・お問い合わせ

三井住友海上お客さまデスク

0120-632-277(無料)

電話受付時間

平日 ▶ 午前9時から午後7時まで

土日・祝日 ▶ 午前9時から午後5時まで

(年末年始は休業させていただきます。)

万一事故にあわれたら

代理店・扱者または事故受付センターまでご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス

三井住友海上事故受付センター

0120-258-189(無料)

- 代理店・扱者は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、代理店・扱者にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- ご加入にあたっては、必ず「重要事項等説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、引受保険会社までご照会ください。
- ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

A20-102929 使用期限:2022年9月1日

切手をご用意のうえ、封筒に貼付けてご使用ください。

キリトリ ×

切手
貼付け
位置

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-33-8 サウスゲート新宿3階

ジェイアールエフ商事株式会社

保険事業部 ゴールデンプラン担当者 宛